

日本聖公会 宣教歴史シリーズ (I)

アソニンヨハセヨ!
ンンヨハセヨ!
ンンヨハセヨ!

日韓在日

日韓協働委員会編

目次

第一章 日韓の歴史關係 古代から近代まで

執筆 菊池邦杳

- (一) 朝鮮半島と日本列島(四)
- (二) 中国・朝鮮・韓国・日本 紀元前後(四)
- (三) 三国の發展 紀元〜六世紀(五)
- (四) 新羅による朝鮮半島の統一 七〜十世紀(六)
- (五) 高麗による統一 十〜十四世紀(六)
- (六) 李氏朝鮮時代 十四〜二十世紀(七) ハングルの制定(八)・豊臣秀吉の朝鮮侵略
- (八)・キリスト教の伝来(一〇)・欧米列強・日本侵略(一一)・閔妃暗殺事件(一二)・日韓協約(二三)・安重根と伊藤博文(二三)・韓国併合(二四)

第二章 日韓の歴史關係 韓国併合(植民地支配)時代

執筆 菊池邦杳・越山健蔵

- (一) 武断政治と同化政策(一五)
- (二) 三・一独立運動(一六)・堤岩里事件(一七)・柳寛順(一八)
- (三) 日本国内における事件 信濃川ダム工事朝鮮人虐殺事件(一九)・関東大震災朝鮮人虐殺事件(一九)
- (四) 朝鮮人への強制 強制連行政策(二一)・神社参拝の強制(二三)・創氏改名(二三)・皇国臣民の誓詞を強要(二五)・強制軍隊慰安婦(二五)

第三章 在日韓国朝鮮人の歴史（第二次大戦後）

と外国人登録法

執筆 小山俊雄

- (一) 在日韓国朝鮮人とは (二八)
- (二) 外国人登録法 (三三)
- (三) 在日韓国朝鮮人に対する差別 (三四)
- 法的差別 (三四) 社会的差別 (三八)
- (四) これからの課題 (四二)

(追補) 一九九九年の外登法改訂 (四四)

第四章 日本聖公会と在日韓国朝鮮人

執筆 宮嶋 眞

- (一) 前史 目白聖公会と在京朝鮮人伝道 (四五) 張準相氏の献身 (四五) ・柳原吉兵衛氏の働き (四六)
- (二) 聖ガブリエル教会の歴史 教会の誕生 (四七) ・張師の苦難と抵抗 (四九) ・戦後 (四九)
- 教会の再出発 (五〇) ・入学差別 (五一) ・礼拝堂の再建 (五一)
- (三) 新しい関係を求めて 日韓聖公会宣教セミナー (五二) ・聖ガブリエル教会礼拝堂再建 (五四)
- ・聖公会生野センター設立と、支援の取り組み (五五) ・臨床牧会訓練問題 (五六) ・臨床牧会訓練問題から問われること (五八) 今後の問題 (六〇)

第五章 証言

洪 曼姫 (六二) 今村秀子 (六七) 吉川勇 (卅 在奎) (七二)

宣教歴史シリーズについて (七九)

はじめに

日本人の問題として

とらえるべき「関わりの歴史」

日韓の歴史について、また在日韓国朝鮮人について、教会だけでなく、様々な日本人と語るとき「知らなかった」「はじめで聞いた」という反応が本場に多いのです。そのことが存在していながら、見えない、聞いていない、忘れている：存在である。それは在日韓国朝鮮人が、外国人だからという理由だけではない。日本人の後ろ暗いところに光をあてる存在だからではないか。日本人が、見たくない自分達の本当の姿、特に醜い部分をいやでも指し示す存在だからではないでしょうか。それを私たちは、リセットしようとして、消去しようとしている。はたしてそれでよいのだろうか。

近年、日本に在住する外国人はたいへん増加しました。在日韓国朝鮮人の外国人総数にしめる割合は減る一方で、統計によれば、現在は過半数を下回りました。このことは、在日韓国朝鮮人の存在価値を下げるものではありません。むしろ、これから多くの外国人を受け入れ、共に生きていく為に、日本人が考えなければならぬ、そし

て変っていかねばならない方向を指し示してくれる貴重な存在として、ますますその重要性が高まるのです。増加する在日滞日外国人をひとりの尊い地球人として迎える為に、最近「外国人住民基本法（案）」を作り、その制定を働きかけようとエキュメニカル（超教派）運動がなされていますが、そのために、日本が長く自分たちの下にしか見てこなかった在日韓国朝鮮人との「関わり」の歴史」を見直す必要があります。

教会においても、社会の中でも「共に生きる」とか「共生社会の実現」という言葉が盛んに使われます。この言葉が実際のものとなるためには、まずは「そのように生きてこなかった」ことを率直に認めるところから始めねばならないと思います。このブックレットの中で、あえて、共に生き得なかった事実、歴史を取り上げようとしたのはそのためです。そのことを見つめることは、つらいこと、自らの痛みを伴うことです。しかし、そこに踏みとどまり、「在日韓国朝鮮人の問題は、決して彼ら、彼女らの問題ではなく、日本人の側の問題である」という理解に立つて歩み出すことの中から、初めて「共に」という言葉が現実性をもって響いてくるのではないのでしょうか。

日本と韓国の歴史関係

第一章 古代から近代まで

(一) 朝鮮半島と日本列島

朝鮮半島と日本の関係は古く、二万年前の氷河期まではアジアの大陸と日本列島は地続きでしたので人種は同じ民族系であったとも考えられます。やがて氷河期が終わり、氷が溶けて海の水が増え、日本列島と朝鮮半島は分離され、それぞれ独自の文化圏が形成されていきます。その文化はごく似通ったものであったようです。そのことは遺物、遺跡、古墳などに現れています。それも地理的状况からいえば当然でしょう。ユーラシア大陸に連なる朝鮮半島は大陸からの影響を強く受け、対馬海峡を隔てた日本とも交流があったのは自然のことで大陸の影響は日本にも及んでいます。そ

のため、大陸という母の乳房からの滋養を、朝鮮半島という乳首から日本列島は赤子として吸いながら育ってきたという喩も事実に沿った言い方と言えます。

(二) 中国・朝鮮・韓国・日本 紀元前後

紀元前四〜五世紀には奴隸社会を基礎とした朝鮮国が形成されていたといわれています。朝鮮（註）の名は紀元前のかなり古い時代から用いられていますし、中国より早く国家形成がなされたとも言われています。この朝鮮国のことを十四世紀からの李氏朝鮮と区別し、「古朝鮮国」と呼びます。

集団的な集落共同体が形成される紀元前後は、蒙古周辺の諸遊牧民族（騎馬民族）のたびたびの来襲や中国の拡張政策により、漢人、韓人、倭人が入り交じって朝鮮半島から倭国まで往来があったと言われています。中国や朝鮮半島から稲作技術や鉄器の技術などが日本列島に伝えられたのもこの頃と言われています。縄文時代から弥生時代への変化は、農業で用いる道具や祭事品の金属使用が朝鮮半島から輸入されたことから急激な変化をたどります。

朝鮮半島は三韓時代や三国時代などを経て中国や北方民族からの干渉を切り抜けてきました。やがて朝鮮という古代からの名称が中国によって一つの県名としてのみ残っていたのが一四世紀末になって李王朝により引き継がれました。朝鮮は「朝が鮮やかな国」という意味です。また馬韓、弁韓、辰韓の三韓時代を経た韓国（ハングツ）の名称は、「偉大なる国」という意味でもあります。

のちに大韓帝国という呼び方の時代もありました。現在は南北に分断されて、北が朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）、南が韓国（大韓民国）と別の名称を用いています。それぞれ誇りを持った伝統の上の呼称と言えましょう。一方、日本は「日の出る国」、「日本の国」で、百済が外交辞令で「太陽がのぼる所」とたたえたのが始まりだと言われています。朝鮮、日本ともいずれも太陽を象徴とした共通した表現は偶然とはいえ興味深いものです。

現在、朝鮮という言葉は、第二次世界大戦前の朝鮮半島を植民地として統治した時代に、朝鮮人の人権をないがしろにして蔑視したことから、よい印象を持たない言葉として意識されている一面もあります。これ

を払拭（はら）していくには、今後の日本が今までの歴史をどのように反省し、いかに償（つぐな）うていくかにかかっているとされます。

（註）ルビやカッコ内の文字は、平仮名は日本語読み、カタカナ読みは韓国語読みを示します。

（三）三国の発展

紀元〜六世紀

奴隷制、あるいは部族中心の村落共同体の小国連合が、他種族との抗争や協調によって政治的な変化が起きます。小国は三韓に七十余国もあつたと言われていますが、中国からの侵略によって、屈服する群れと小国が結束して国家形成が強まる国が出てきます。その先頭にたつたのが高句麗（コクリョ）でした。北方系種族の高句麗族は周辺の異種族をまとめる政治力を持った部族連合国家であり、南方系の馬韓、弁韓、辰韓の韓族は集落中心の政治集団でした。

三世紀には馬韓の一つであつた百濟（ペクチェ）が周囲の部族国家をまとめて百濟（ペクチェ）国に発展します。そして四世紀には辰韓の斯盧（シロ）という国が新羅（シルラ）国へと変化します。この頃、内紛

を逃れ新しい生活を求めて、朝鮮半島から日本列島へ多くの朝鮮の人びとが渡つてきました。この人たちを「渡来人」と言います。日本はまだまとまった国家ではありませんでしたから、地方によつて言葉や習慣など違っていました。朝鮮から来た人たちも外国人とは見られず、ちよつと遠くから来た人たちくらいに見えると思われず。この渡来人によつて九州から関東にかけて日本各地で開拓が行われました。これから六世紀後半までには新羅は広範な領域を支配する国家へと成長します。

(四) 新羅(シルラ)による朝鮮半島の統一

七、十世紀

大小多くの集落共同体からさまざまな葛藤をへて、高句麗、百濟、新羅が台頭しましたが、この大きな三国体制も相互の抗争が激しく、高句麗は半島の北部領域を確保して中国の南北朝と通交し、新羅と組み、支配勢力を伸ばしました。百濟は倭と結んで中国の南朝とのみ通交しました。新羅はやがて百濟と高句麗を脅かす強国に変身し、隋・唐帝国の成立に伴つて隋

と唐との共同作戦によつて朝鮮半島の統一を計りました。そして西暦六六〇年(以下西暦で示します)には唐と組んで百濟を攻め滅ぼしました。日本の中大兄皇子は、六六三年に朝鮮半島三国戦争で敗走する百濟救援のために、唐と新羅の連合軍と戦う目的で日本ではじめての海外派兵を行いました。これを白村江の戦いと言います。

六六八年には唐・新羅連合軍は高句麗をも滅ぼしました。新羅は唐の侵略軍をも追い出し、六七六年、ついに朝鮮は統一国家を作りました。統一後の新羅は専制君主制の中央集権国家でありましたが、これに反対する勢力との内乱が続ぎ、貴族連合政体が実権を握るようになります。また新羅には独特の身分制度がありました。また新羅には独特の身分制度がありましたが、仏教を中心とした、優れた文化が発達し、貴族文化も隆盛した時代でした。

(五) 高麗(コリョ)による統一

十、十四世紀

新羅社会の身分制度によつて王族や上層貴族が政治的、社会的な主導権を握っており、その下に下層貴族

たちが位置づけられ、最下層に平民、百姓が位置づけられていました。王都も地方でもこの上下関係が分かれたために、地方農民や豪族の反乱が激しくなってきました。かつての高句麗を継承する後高句麗と後新羅という国が建てられます。後高句麗は高麗（コリョ）という国になり、後新羅を滅ぼし、後百済をも降伏させて朝鮮半島を統一しました。そして高麗による新しい官僚・貴族の文化が開花していきます。この時代の特徴は両班（ヤンバン）制度です。すなわち武班（ムバン・東班・武臣、武官）と文班（ムンバン・西班・文臣、文官）の官僚制です。現在国際的に呼ばれている英語の「KOREA」は、十三世紀に西洋キリスト教宣教師によって出された教皇庁への報告で、朝鮮を高麗（コウレイ）と紹介し、のちにコリアという呼び方に定着したものです。

この時代は、仏教中心の文化が発展し、同時に朱子学（儒教の学者朱子の学派）の影響が強く反映され、朝鮮独特の姓名継承制が定着したのもこの頃からでした。安定した政権が続いたかのように見えますが、内乱は絶えず、北方からの脅威が、しばしば動揺を与え、特にモンゴル（元）の猛烈な侵略によって十三世紀に

は降伏します。元は日本にまで進出の手を伸ばし、それは「元寇」の名でよく知られています。親元勢力によつて高麗は延命し、やがて反元勢力によつて自立しますが、北方の元、西方の明、さらに南方からの倭寇に脅かされ、ついに明と組んで親元勢力を一掃した李成桂（イ・ソンゲ）武将が実権を握り、十四世紀後半に李氏朝鮮の成立となります。

（六）李氏朝鮮時代

十四世紀と二十世紀

高麗王朝は、建国以来四七五年目の一三九二年に滅び、同時に新しい朝鮮時代が始まることになりました。李成桂氏は反元、親明、内政改革、廢仏（仏教を捨てること）、崇儒（儒教を崇拜すること）などの施策を次々に実施し、初代国王の、太祖（テジヨ）となったのでした。国号を朝鮮（チョソン）とし、国都を漢陽（ハニヤン・今のソウル）に定め漢城（ハンソン）と改称しました。やがて明により朝鮮国王の地位が確認され、一四〇一年日本とも通交貿易を決めた癸亥約条（日本では嘉吉条約という）を結んで、国際的な交流が始められました。李朝の領土は、北方は鴨緑江と

豆満江にまで達し、朝鮮半島全域を確保することになりました。そして全域を八道に分け、各道に觀察使を置き、その下に州、府、郡、県を置き、守令を地方官として派遣し税収の責任を持たせるなどして、集権体制が整えられました。李氏朝鮮社会は両班・良人・奴婢によって構成される身分社会でありました。

長い李氏朝鮮時代にはたぐさんの歴史がありますが、ここではそのうちの主なものを紹介し、近代に入るまでを見てみましょう。

ハングル（朝鮮文字）の制定

李王朝の第四代世宗（セジョン）大王が、ハングルを創意したことは民族文化上もとても重要なこととして崇められています。それまで朝鮮社会では、固有の文字を持たず、中国の漢字を使ってきました。しかし朝鮮固有の言葉を表わすにはどうしても無理があったので、自分たちの思いを自由に表現できる文字作りの必要がありました。また漢字を使うのは両班が中心でしたので、文字の一般化をはかるためにも、やさしい文字の使用が求められていました。世宗大王は学者を

交えて研究させ、一四四六年に『訓民正音』（フンミンジョンウム）を世に制定したのです。それがもたらなって少しずつ改良されて、現在使われているハングル（韓文字のこと）になりました。この文字は、儒教思想の天・地・人を母音とし、発音する際の口や舌の形をもじった子音との組み合わせによる、合理的でかつ世界でも独創的な文字として、一般庶民の間で繁用されるようになりました。韓国のことをハングツと言ひ、韓国語のことをハングゴと言ひます。また韓国言葉という意味ではハングンマルとも言ひます。そこで韓国語のことをハングル語と勘違いしていることがよくあります。

豊臣秀吉の朝鮮侵略

十四世紀半ば以降、倭寇が朝鮮を侵略し、米、麦などの生活必需品や人間も略取していましたが、李成桂（イ・ソンゲ）などの活躍によって、十五世紀には消滅されました。その後日本の足利政権の時から朝鮮とは使節を派遣しあい、貿易などの交流が盛んになりました。日本からは銅、銀、朝鮮からは毛皮、綿布など

が主な貿易品でした。日本の木綿はこうして朝鮮から伝来されました。しかし十六世紀後半から再度倭寇が盛んになり、四国、九州を相次いで平定した豊臣秀吉は一五九二年（文禄元年）には十五万人の軍勢を朝鮮に出兵させました。これを日本では文禄の役、朝鮮では壬辰倭乱（イムジンウエラン）といいます。一五九七年（慶長2）には十四万人の大軍をもって再度侵略しました。これを日本では慶長の役、朝鮮では丁酉（チョンユ）の再乱といいます。これは豊臣秀吉の全国統一という天下治領の野望に次いで、世界制覇をねらって、まず中国大陸への足がかりとして、朝鮮を通じて進出の道を作ろうとしたものでした。日本軍の初期の侵攻には、鉄砲などの武力を持たない朝鮮が、抵抗することもできず、侵略を阻むことができなかったのです。秀吉の軍勢は、朝鮮の伝統的にも歴史的にも重要な寺刹や建築物を破壊したり、古文書を焼き放つたり、陶工、印刷技術者、儒学者などを日本に強制連行して、朝鮮民族を苦しめました。さらに豊臣秀吉は朝鮮の侵略において、日本の戦績を確認するために、朝鮮各地での戦いで勝った証拠として朝鮮軍の武将の首をとって日本に持ち帰らせました。しかし首では大

きすぎるので、代りに鼻や耳を削ぎ落として大きな甕に入れて運ばせました。ところが耳や鼻ならば武将のものでなくてもわからないので、戦いの成果を示すための数を多くする目的で、一般のおんな子供や老人の耳や鼻まで削いで甕に入れて秀吉のもとに送ったという事です。秀吉は供養ののちに、京都の豊国神社の側に耳塚として祀ったものが現在でも残っています。やがて朝鮮各地に義兵軍が結集して抵抗し始めました。特に水軍の李舜臣（イ・スンシン）は武將は大活躍しました。鉄板を使って亀のように装甲した亀甲船（コブクソン）を作ったことで有名です。この船を連ねて、日本艦船の攻撃をかわし、日本軍を敗戦に追い込んだ戦いは朝鮮史上輝かしい功績とたたえられ、現在でもソウルとプサンにその大きな像が建っています。

豊臣秀吉の死後、日本軍は疫病の流行や食糧支援の道を絶たれたりして、朝鮮軍の前に敗れました。朝鮮王朝は日本との国交を断絶します。日本は関ヶ原の戦いの後、徳川幕府が開かれますが、鎖国政策を取ります。ところが日本の九州と朝鮮半島の間にあつて朝鮮半島に近い対馬の住民は国交が閉ざされることよつて日常の生活に支障が生じました。対馬藩の宗主（藩

の実権を握っていた盟主）は徳川幕府と朝鮮王朝に、てこ入れをして朝鮮との交流を図ります。やがて豊臣秀吉とは違う政権が朝鮮での乱行に反省を示したことで、朝鮮は国交の回復を認めました。そして朝鮮王朝の代表「朝鮮通信使」（註1）を日本に送ることになりました。この通信使派遣は日本の將軍の、代替わりの奉祝のためという目的もありました。そのために、たくさんの特産品をお土産に持参し、対馬、壱岐、九州、瀬戸内海、大阪、京都、東海道を通って江戸までの、長距離を四、五百人の大行列を作って行進しました。日本側は、江戸時代の寛政年間（一八一一年）までに十二回、この通信使の訪問を受けられました。最初の三回は回礼兼刷還使といって、日本からの使節への返礼の意味と、かつて強制連行された朝鮮の陶工、技術者や学者たちの帰還支援が目的でした。

また、この時代に対馬藩に迎えられた雨森芳洲という儒学者は朝鮮にわたって朝鮮語を学び、朝鮮往來の文書・記録を整備・保管する責任者としての仕事をしました。そして儒学者として日朝文化・外交に平等と相互理解を説いて、大きな役割を果たしました。

註1：朝鮮通信使の「通信使」とは「お互いに信頼の念を通わす」ための使節という意味で、たいへんな経費、人数、時間などを費やして徳川幕府を訪れました。そして日本にはない朝鮮王朝の珍しい文化の交流、紹介がなされました。

キリスト教の伝来

一五四九年には、鹿児島にフランシスコ・ザビエルが上陸して日本で初めてのキリスト教の伝道が始められました。一六一三年には徳川幕府によって禁止令が発布されてしまいます。

一方、朝鮮半島は日本の侵略が終わった後、北から清の侵略（丙子「ピョンジャ」の乱一六三六〜四五年）に遭い、外国からの侵略に対して弱いことがわかってきました。従来の儒教を中心にした思想体系に対して、カトリック教を含んだ西洋の科学的な技術や知識を内容とする「西学」が朝鮮の両班（ヤンバン）階級に導入されるようになりました。しかし儒教者側の脅威感から、天主教（カトリック教のこと）は弾圧を受け、禁止され、拘束、拷問、斬首など長年にわたって伝道が妨げられました。こうした弾圧や国内の政変が重な

り、混乱の中にあつて革命運動が盛んに起きるようになりました。そうした中、農民層などの民族主義的な従来の儒教、仏教などを中心とした宗教を基礎においた「東学」派の革命運動も大きな働きをしました。政府は西洋勢力の東洋侵略を憂慮したため「西学」を警戒し、また「東学」の改革運動も民族を欺き世を混乱に陥れるものとして弾圧し、対外的には鎖国政策で対応したのです。その後、プロテスタントの「改新教」が国の開国を機に、ハンブルの聖書と共に広く伝道されるようになっていきます。

欧米列強・日本の侵略

十七世紀に入ると李朝は、中国の清軍の侵略を受け江華島（カンファド）を占領され、清に降伏してしまします。その後、李王朝は清に対して「事大」（大國に仕えること）の関係をとりました。

一方西洋の列強は東洋へ活発に進出し始めます。やがて十九世紀にはイギリス、フランス、ロシアなどが相次いで通商を求めて接近してきます。日本の開国に成功したアメリカもやがて関心を朝鮮半島向けます。

封建社会からの解放を訴える勢力や近代経済制度への展開を望む開国派勢力の台頭によって、朝鮮は鎖国を解かざるを得なくなり、徐々に不平等ながら西洋各国と通商条約を結んでいくようになります。

明治に入った日本は、列強に遅れまいと「征韓論」（註1）をもって朝鮮への進出を図ります。やがて日本（註1）をもって朝鮮への進出を図ります。やがて日本の特に武力を背景にした朝鮮半島への介入は、江華島事件（註2）後、日朝修好条規（江華条約）を強制的に調印させることから急激に拡大していきます。以後、福沢諭吉の「脱亜入欧論」（註3）を基礎に、日清戦争や日露戦争へと侵略戦争の道に進むのです。

註1：征韓論とは幕末の吉田松蔭の外征論に始まり、欧米列強に肩をならべるには、近隣アジア諸国、特に韓国を侵略し領土を拡大するべきであるという意見で、明治に入り木戸孝允、板垣退助、西郷隆盛、大久保利通、伊藤博文などが韓国を征服する時期について論争したものです。

註2：江華島（カンファド）事件とは、一八七五年（明治八）日本海軍が雲揚号を朝鮮の江華島に近海測量のために派遣し、国交のない朝鮮領海内に侵入し、相手の警報に対して砲撃を加え、上陸して損害を与えた事件です。その後、一

八七六年（明治九）、全權大使黒田清隆が多数の軍艦を出動させ、威嚇的に修好条約の締結を迫りました。これは治外法権や日本からの輸出品は免税とするなどの不公平な内容でした。

註3：脱亜入欧論は、一八八五年（明治一八）に福沢諭吉が「時事新報」に掲載した論文から始まります。内容は日本の近代化に向けて、日本を中心としてアジアを興すためには、西洋の文明を吸収して、未開のアジア民族は西洋に遅れた悪友と決めつけて、一線を隔すべきで、「アジアを脱出して、ヨーロッパに入る」というものでした。

閔妃（ミンビ）暗殺事件

李王朝に対する朝鮮国内の批判勢力が台頭し、朝鮮国内は改革に向けて大きな変動が続きます。そうした最中、中国大陸の清国も朝鮮に介入し、日本軍との武力衝突が起こりました。一八九四年（明治二七）、日本は宣戦布告なしに清国軍艦隊に奇襲攻撃を加え、日清戦争へ突入します。清軍の準備の不十分なうちに日本軍が勝利しますと、日本軍は朝鮮上陸を果たし、朝鮮国内の改革路線を利用して、逆に反動的な制度の導

入を強制していきます。

日清講和条約が結ばれた後、ロシア、アメリカが日清、朝の三ヶ国の干渉に乗り出し、朝鮮開国派はロシアと接近して反日運動を進め、日本を退けようとした。特に国王の高宗と結婚した閔妃（ミンビ・ミンという姓の王妃）は積極的にロシアに協力を求めました。一八九五年（明治二八）、日本の公使三浦梧楼は守備隊や大陸浪人を使って閔妃を宮廷に襲い、他の高官、側近の衛兵を殺害し、ついには閔妃に切りつけ、息のあるうちに焼き殺すという残酷な事件を起こしました。こうして親日派の政府作りを図りましたが、王妃を殺害したということ公表せず、朝鮮の内部事件としてかたづけました。真相が発覚して、国際問題化した後も、裁判で証拠不十分として犯人は免訴されました。

日韓協約

日本軍の後ろ盾によってできた朝鮮の政府に反対する民衆が義兵闘争に立ち上がり、農民などと政治運動を繰り広げます。朝鮮は一八九七年（明治三〇）には

国号を「大韓帝国」と改名します。国内の混乱が続く、反日運動が広まれば広まるほど、日本政府は武力を強化して、韓国国内の経済、制度、生活面などのさまざまな分野で圧迫し、韓国人民を苦しめはじめます。

ロシアと日本は中国東北地方と朝鮮の支配をめぐる対立し、一九〇四年（明治三七）日露戦争が始まると日本は大韓帝国に日韓議定書（第一次日韓協約）を押しつけ、日本軍の軍事基地設置の自由を認めさせました。日露戦争に勝った日本は、一九〇五年（明治三八）に日露講和条約を結び、さらに伊藤博文を特命全權大使として韓国に送り、第二次日韓協約（乙巳〔ウルサ〕保護条約）を結ばせて、韓国の外交権を奪い、統監府の支配化に置きました。伊藤博文はその初代統監として就任しました。一九〇七年（明治四〇）には第三次日韓協約で、内政に関する支配権を確立し、交通・通信機関、司法・警察権も握り、治安立法も公布しました。これらによって日本は大量の軍隊を朝鮮半島に送り、軍事支配体制を整えてしまいます。このように日本が朝鮮を支配することは、イギリスのインド支配、アメリカのフィリピン支配を認めることとひきかえに、英米に認めさせたものです。

安重根（アン・ジュンゲン）と伊藤博文

次ぐ日韓協約によって大韓帝国は、解放されるどころか、日本の近代化のために犠牲を強いられ、民衆は圧迫され、民族自立の道は遠のきました。韓国軍の強制解散に伴い、各地で義兵闘争が活発になります。

日本の朝鮮支配を支持するアメリカに対しても抵抗していきます。一九〇八年（明治四一）、韓国外交顧問であるアメリカのスチーブンスが日本の韓国侵略政治を賞賛したことに憤慨した二人の韓国人がサンフランシスコにおいて、そのスチーブンスを銃殺するという事態が発生しました。

また、カトリック信者であった安重根（アン・ジュンゲン）は国権回復運動に参加し、圧政に苦しむ民族解放を目指していました。キリストの教えに従って、苦しむ民衆を救うために、理不尽な悪行を食い止める一心で、祈りの末、安重根は一九〇九年（明治四二）、満州視察中の伊藤博文をハルビン駅頭において狙撃しました。安重根は直ちに捕らえられ、翌年には処刑されます。しかし、今でも韓国の義士（正義のために闘

った勇士」として英雄視され、切手にもなっています。

韓国併合

伊藤博文が射殺されたのをきっかけに、日本政府は韓国の完全植民地化を推し進めます。韓国内にあった一部の親日派による日韓併合運動を利用し、あたかも韓国全体が合併を希望しているように宣伝し、実は軍隊で制圧しながら一九一〇年（明治四三）八月二十二日、併合条約に調印させました。日本の新聞は、これによって韓国は平和と秩序と進歩が保証されたのだから喜ぶべきであると主張しました。当時の日本の代表的キリスト教指導者のひとり海老名弾正は「日本国民が偉大なる国民となる機会であり、千古未聞の偉業である」と併合を謳歌しました。また日本聖公会の機関誌『基督教週報』はその「社論」で、安重根ら朝鮮独立に献身するクリスチャンを「有名無実の雑信者」と呼び、「朝鮮の伝道は日本の教会の手で」と呼びかけました。ここに、二十七日、五一九年間続いた朝鮮王朝は幕を閉じ、主権を奪われることになり、日本により「朝鮮」と呼ばれることになりました。そして朝鮮を監督

する朝鮮総督府がソウルの景福宮（キョンボックン）という朝鮮王朝の王宮の全景を塞ぐように建てられます。この建物は戦後五十年たった一九九五年（平成七）に取り壊すことが決定され、二年がかりで解体され、以前の王宮全体の復元が計画されています。

（担当 菊池邦香）

参考図書

「朝鮮の歴史」 朝鮮史研究会編 編集代表 旗田巍

三省堂

「地域からの世界史―1 朝鮮」

武田幸男 宮嶋博史 馬淵貞利

朝日新聞社

「世界の教科書 韓国：1」

国史編纂委員会

編訳：渡部学 訳：高島淑郎

ほるぷ出版

「韓国のキリスト教」

柳東植

東京大学出版会

「朝鮮の歴史と日本」

信太一郎

明石書店

「豊臣秀吉の朝鮮侵略」

北島万次

吉川弘文館

「安重根」

中野泰雄

亜紀書房

「朝鮮通信使と日本人」

辛基秀 李進熙他

学生社

日本と韓国の歴史関係

第二章 韓国併合

(植民地支配) 時代

一九一〇年～一九四五年まで

(一) 武断統治と同化政策

一九〇五年(明治三八)日露戦争に勝った日本はその勢いをもって韓国を併合して、漢城を京城と(今のソウル)改名して朝鮮総督府を置き、初代総督に併合条約の調印を指揮した陸軍大将寺内正毅が就任しました。朝鮮総督は天皇に直属して、朝鮮に駐留する日本軍の指揮をとりました。また憲兵と警察を一体化した治安制度を制定し、朝鮮半島各地に憲兵隊や巡査を分散配置して、朝鮮全土に起きつつあった反日独立運動を、武力をもって制圧しました。具体的には、朝鮮人の集会、言論、出版、

結社などをことごとく取り締まりました。(「武断政治」)逆に法令の普及、納税の奨励、日本語の普及、植林農業の改良、副業の奨励など日本にとって都合がよいことは強制的に行われました。併合条約に加わったり、その条約を推進した朝鮮の政治家たちは、民衆から非難され、亡命したり、良心的な政治家の中には悩んだ末に自害する人も出ました。国が国としての尊厳を奪われたことよって、朝鮮民族の大きな怒りと、独立への思いはかえって高まり、朝鮮半島のいたるところで独立運動の兆しが広がり、強まっていたのでした。

そもそも日本帝国は、欧米列強の植民地獲得競争に遅れまいとして隣国との併合を推し進めたのです。列強と肩を並べていくためにさらに多くの国土、生産資源、労働力などの確保が必要であり、そのために朝鮮半島を無理やり併合したのです。朝鮮民族の心も、物も、人もじわじわと奪い始め、朝鮮という国を抹消して日本国民と同じようになることを目的とした「同化政策」を実行しました。これに従わなければ警察力や軍力で制圧し、違反者には過酷な体罰や拷問をもって臨み、民衆を拘束、投獄、処罰する嚴重な支配体制を強化していったのです。それでも朝鮮民衆の抵抗は沈静させられないばかりか、

逆に反日感情は高まっていくのでした。

こうした植民地支配のもとで、三十六年間にはさまざまな事件が起こりました。世界の歴史上、南京大虐殺事件やユダヤ人大量殺戮事件、近くはベトナム戦争の枯葉作戦など、人間を虫けらのように蹂躪してきた残酷な事実はよく知られています。しかし、日本が朝鮮民族に対しておこなった植民地支配の過酷な政策だけでなく、日本による弾圧、暴行、拷問によって数多くの朝鮮の人たちが犠牲になったことは、日本では隠されてきました。さらに、集団的な日本への強制連行と強制労働、また一般朝鮮人女性を軍隊強制従軍慰安婦として集めた事例などについては、長い間日本政府は伏せてきましたので、加害国民であるわたしたちはよほど気を付けて学ばない限り、その事実を知らされませんでした。戦後五十年を経た日本人は、心ある人々の地道な運動によって、これらの事に気づきはじめました。日本聖公会においても一九九六年第四九（定期）総会で決議して戦争責任の告白をしました。過去の過ちに対して神様の前で謙虚に懺悔することにより、神様と世界の人々からの赦しを請い、新しい前進の道を探っていききたいものです。以下で特に日本が朝鮮半島を植民地支配した時代に起こした主な事

柄を一緒に学んでいきましょう。

(二) 三・一 独立運動

日本は韓国を併合した後、土地調査事業を開始し、多くの農地を奪ったことから農民の反発を買いました。また、労賃が日本人の半分、労働時間が十六時間から十八時間と長いことなどで労働者争議も活発になり、反日活动が急速に高まってきました。海外からの注目を集めるキリスト教や比較的温厚な儒教、天道教や仏教などの宗教団体が隠れみのとなり、運動は草の根でひそかに広がっていきました。やがて大きなうねりとなって朝鮮半島に独立運動は広がりますが、その中でもキリスト教徒の指導力が相応な影響を与えたと言われています。

一九一九年（大正八）二月八日、日本在住の朝鮮人留学生たちは東京の水道橋にあるYMCA会館で集会を持ち独立宣言を発表しました。この事が朝鮮国内の民衆にも強い影響を与えました。朝鮮では、国王であった高宗が逝去してその葬儀が三月三日に行われることを利用して、大衆に独立運動の決起を訴えることにしました。こうして三月一日にソウルの中心にあるパゴダ公園におい

て、「民族代表」が独立宣言文を発表したのです。そのことから、この公園の正面の門は「三一門」（サムイルン）と呼ばれています。現在は独立運動の時の場面が青銅の十枚のレリーフとして刻まれて設置され、日本人観光客に対しても歴史の学びを奨める老人が説明して下さる光景がときおり見られます。

また一九二六年（昭和一）四月に、朝鮮の最後の国王純宗^{グンソン}が亡くなった時にも独立万歳運動が起きましたが、日本の官憲のために三・一独立運動のように大規模にはいたりませんでした。

一九一九年（大正八）三月一日の独立宣言発表後、独立運動（三・一運動・または三・一独立運動ともいいます）は各地に波及していきました。同時に亡命政治家たちが上海に臨時政府を樹立します。朝鮮国内ではいたるところで「独立万歳！」（トンイムマンセイ）の声が上がります、日本帝国に対する抵抗は続きました。この三・一独立運動へのクリスチャンの参加は積極的なものでした。当時のクリスチャンの人口はローマ・カトリックを含め二パーセント前後であったのに対し、この運動で検査されたクリスチャンは被検査者全体の二七・五パーセントを占めています。それだけにまた、当局の教会弾圧は激

しいものでした。

大韓聖公会の元全国オモニ連合会長である洪曼姫さんは、お父さんの洪淳福氏がこのバゴダ公園での集会和示威行進に参加したために逮捕され、約一年にわたって獄中生活を余儀なくされた、と証言されています。（巻末の証言参照）

堤岩里（チエアムニ）事件

ソウルの南にある水原（スウォン）市の近郊に堤岩里（チエアムニ）という小さな農村があります。ここにも一九一九年の四月八日、独立運動の「万歳！」の声が上がりました。その中心にはキリスト者青年が多く、夜に裏山に集結して反日独立運動の決起を準備していました。それが日本の警察に知られ、駐在所に呼び出された青年たちは棍棒で打ち据えられるなどの拷問にあいました。わが息子、夫、そして兄弟の痛ましい姿や屍を見た家族は泣き崩れました。

一週間後、四月十五日午後二時、日本の官憲と警察官が、当時三十戸あまりの堤岩の村に押しかけてきました。村人たちに話があるので、その村にあるメソジストの教

会に集まるよう指示しました。不審に思った村人たちは、前に拷問などをしたことの謝罪かと思いつながら集まりました。全員集合すると、官憲は「国への反逆とイエス教で国を揺さぶった」と言つて、外に出るや戸を釘付けにして、石油をかけて火を放つたのです。さらに教会の外から銃剣を構え、脱走しようとするものには容赦なく銃撃を加え、一人の幼児までも殺害しました。泣き伏す婦人も庭で虐殺され、天道教の信徒も犠牲になりました。運良く逃げられた一人がいたということです。やがてその村全体が焼き尽くされて「イエスを信じて滅びた村」「イエスを信じて滅びた家」と言われるようになったのです。

その後、自分の夫を殺害された田同禮（チョン・ドンネ）さんは、生涯をかけて七十数年間毎日午後二時になると教会にやつて来て祈り続けました。第二次世界大戦後、この話を聞いた日本の教会が謝罪のしるしとして献金を集めました。事件後五十年たった一九六九年（昭和四四）四月十五日に堤岩教会の起工式が行われました。今、白壁の礼拝堂が、うしろの小高い丘に当時の犠牲者たちの慰霊塔と共に静かにたたずむ姿は長い苦難をしのばせています。

柳寛順（ユ・グアンスン）

これらの独立運動が広がっていく中で、梨花女学校（現在の梨花女子大学）中等科の一年生、十六才のメソジスト教会信徒である柳寛順（ユ・グアンスン）も祖国独立のために運動に一生懸命でした。朝鮮の国旗である大極旗（テグッキ）を作りましたが、学校当局はデモへの参加を禁止しました。柳寛順は故郷の天安に帰り、キリスト教伝道師や儒学者に相談して地方における独立運動の進め方を相談しました。そして四月一日に大がかりなデモをすることにしました。柳寛順は数千人の群集の前で独立宣言の演説をしました。集会後デモ行進の最中、旗手を務めていた柳寛順の父・柳重根らが、日本の憲兵の無差別発砲により射殺されてしまいました。さらに憲兵隊により三十数名が惨殺され、その中には柳寛順の母親も含まれていました。柳寛順は兄共ども逮捕されました。法廷では徹底的に闘争精神をゆるめず、「生きても独立万歳、死んでも独立万歳！」と叫び、「限りなくわが国民を殺した日本人に、我々を裁く権利があるのか」と主張し、法廷侮辱罪にも問われ七年の刑を宣告されま

した。その間の獄中における過酷な拷問は彼女の生命を縮めてしまいました。獄中食は砂、鉄粉入りのご飯、頭髮にコールドタールを塗り付け、頭全体を引っ張り、かつらのように頭の毛と皮とを剥ぎ取ったり、腋毛、陰毛に焼きごてを押しつける、耳、鼻を削ぎ落とす、爪を引き抜くなど凄惨な仕打ちにより柳寛順はついに一九二〇年（大正九）十月十二日息絶えたのでした。

柳寛順の死亡通告を受けた梨花女学校のフライ校長は国際世論に訴え、遺体の引き渡しを再三再四要求しました。学校側に戻った遺体は、頭、体軀、四肢の六つに切断され、全身傷のないところはなかったと言われます。堤岩里のほど近くの天安には、柳寛順の生家と記念館があります。またソウルの西大門（ソデムン）には、昔の刑務所が保存され、柳寛順が拷問を受けた女子房などが一般公開されています。こうした短い一生を祖国のために捧げたことから、柳寛順が韓国のジャンヌ・ダルクと称えられていることも理解できると思います。

(三) 日本国内における事件

信濃川ダム工事朝鮮人虐殺事件

一九二二年（大正一一）七月、怪奇事件として報道された記事がありました。信越電力株式会社は信濃川の水力を利用して関東地方にまで送電できる東洋一の発電所を作るために、一九二一年（大正一〇）から千二百名の労働者を使つて信濃川上流でダム工事を開始しました。そのうち半数が朝鮮人の労働者でした。ところが朝鮮人の労働条件は極端に悪く、最初の約束とは違つて、低賃金で一日十七時間の肉体労働という過酷なものでした。疲労の連続で弱つて動けなくなつたり、逃亡する労働者が出ると、工事請負業者は朝鮮人工夫を見せしめに捕まえてから、つるし上げて棍棒で殴る、ピストルで射殺するなどしました。その死体を信濃川に投げ捨て、下流にいた新潟県の人たちが見つけて、大騒ぎになったという事件です。その数は百名に近いということです。東亜日報などはこの事件を連続して報道しました。

関東大震災朝鮮人虐殺事件

朝鮮半島を併合し、植民地化政策を進める日本でしたが、反日独立運動は盛んになり、日本国内においても社

会主義が台頭してきます。一九二二年（大正一一）には全国水平社が発足、日本共産党が創立されます。こうした社会世相の変化の中で、先の信濃川ダム工事朝鮮人虐殺事件が起こりました。この事件に抗議する朝鮮人や社会主義運動家の団結から朝鮮人労働者同盟会が創立されて、日本の支配階級に大きな脅威を与え始めました。

こうした世情の中、一九二三年（大正一二）九月一日関東大震災が起きたのです。今の時代と違って電気、ガス、水道がとまり、交通の便も寸断されてしまうと、関東地方の大部分は正確な情報が途絶えてしまいました。

火災は広がり、食糧も不足してきますと人々は不安の中で過ごすことになりました。そこへ、さまざまなデマが飛び交いました。アカ（共産党のことを危険団体として表現した言い方）が暴動を起こすとか、社会主義労働団体が不穏な動きを起こすとか、朝鮮人が暴動を起こす、などと事実無根の情報で世間は動揺しました。そこで軍は戒厳令を發布することにしたので、一般庶民は地区地区で警戒態勢を整え始めました。朝鮮人が井戸に毒を撒いたとか、民家を襲ってくるというデマによって、各地の自警団や警察、消防団などが近隣の町を守るために、棍棒、鳶口、日本刀、竹槍などで武装し、朝鮮人と見る

や襲いかかり、危害を加え、殺害したのです。これが関東大震災朝鮮人虐殺事件です。これは東京、埼玉、群馬、茨城、千葉、横浜など広範囲にわたって少なくとも約六千人以上の朝鮮人が罪もなく殺害された事件で、日本に住んで働いていた朝鮮人は恐怖におののきました。特に東京の荒川近辺では虐殺した死体を大量に埋めた事実があり、現在でも九月になると慰霊の集まりが行われています。

こうした朝鮮人への殺害事件以外にも、炭坑労働、港湾労働、鉄道工事、飛行場工事、軍事関連工事など危険で、きつく、汚い、いわゆる三K労働者として朝鮮人は使われてきました。現在の滞日外国人が働く状況とよく似ています。日本の敗戦までの朝鮮植民地時代と経済大国产化した現在が、いずれも共通した人種差別、人権侵害があることに気が付かれると思います。

関東と関西では、日本聖公会の委員会や教区が協力して、三月一日に近い日と、九月一日に近い日に、それぞれの歴史に関する講演や催し物を企画して、日韓の歴史の学びと理解を深めるための有意義な機会としています。このブックレットを通して学んだ事柄をさらに詳しくお知りになりたい方は、ぜひご参加ください。

(四) 朝鮮人への強制

朝鮮半島では、光州抗日学生運動が起こり、一九三一年（昭和六）には抗日武装遊撃隊闘争が開始されます。三四年（昭和九）には朝鮮人民革命軍が編成されます。

一方、日本は関東大震災の痛手からようやく復興したのですが、世界的な経済恐慌が一九二九年（昭和四）に襲ってきます。この危機の中、軍国主義者の圧力で日本は満州事変を経て、三二年（昭和七）に満州国を発足させます。三七年（昭和一二）には日・独・伊（日本・ドイツ・イタリア）三国防共協定を結び帝国主義への結束を固めていきます。そして三七年（昭和一二）には日中戦争を引き起こします。三九年（昭和一四）には第二次世界大戦が始まります。四〇年（昭和一五）には日独伊三国軍事同盟を成立させ軍事力の強化を確認しながら、いよいよ四一年（昭和一六）に太平洋戦争へと突入していったのです。

太平洋戦争で「大東亜共栄圏」の旗のもとに日本軍はアジア各地を侵略し、大きな過ちを犯しました。多くの尊い生命が侵略戦争のために犠牲になりました。次に、

朝鮮人をかりたてて、この戦争が進められていった事例を見てみましょう。

強制連行政策

中国侵略戦争の激化とともに労働力の不足を補うために一九三六年（昭和一一）「国家総動員法」が公布され、三九年（昭和一四）には「国民徴用令」が発表され、大々的な動員が始まりました。しかし、当初朝鮮に対しては「徴用令」そのままの形で適用を避け、「募集」形式での動員計画でした。この新方針の中に、すでに朝鮮人労働者並びに婦女子の利用が盛られていました。労働力の不足はことに炭坑、鉱山、土建業に集中し、三九年（昭和一四）の七月以降、朝鮮人の集団連行が国のお墨付きで各事業所に認可されました。この集団連行は従来個人の意志によるものではなく、事業主が勝手に「戦時報国」の名のもとに行つたものでした。この強制連行は朝鮮総督府、警察、職業紹介所等の組織的な計画のもとに実行されたのです。又連行された朝鮮人に対して、人権を無視した次のような規則を課しました。

① 全て日本国に貢献すること

② 所定の訓練を受けること

③ 職場を勝手に変えてはいけない

④ 日本の生活習慣に順応すること

⑤ 言語は全て日本語を使用すること などはです。

ほとんどの朝鮮人は行く先も告げられず、家族と強制的に離別させられ、日本に連れて来られました。強制連行が始まった三十九年(昭和十四)の代表的な連行先の地域は次のとおりです。ほとんどが炭坑、鉱山でした。

北海道一〇、三九六名、長野県一、九〇〇名、福島県

一、五〇〇名、福岡県六、七八〇名、長崎県二、九二〇

名、佐賀県一、二六〇名、宮崎県一、〇五〇名でした。

四〇年(昭和十五)に戦火が拡大するとともに朝鮮人労働者の連行も増大していききました。四〇年には一〇万人、

四三年(昭和十八)には二〇万人、四四年(昭和一九)

に入るとさらにエスカレートし、女子挺身隊が作られそ

の数は四〇万人に達しました。しかしこの数の中には、

南方に送られた朝鮮人兵士、軍属及び強制軍隊慰安婦

(いわゆる従軍慰安婦)として徴用され、前線に運ばれ

た婦人たちの数は入っていません。これらの記録が最近

少しずつ私たちの目に触れるようになってきました。

この強制連行について、北海道の炭坑に連行された一

人の朝鮮人が当時の様子を次のように回想しています。

「四二年(昭和十七)三月のある日、勤務先から帰る途中夜十時頃、ソウルの街頭で突然理由もなく警察にかまり、北海道の炭坑に連れて来られました。この時一切の連絡を取ることは許されず、まさに囚人のようであった。わたしの唯一の荷物は朝会社に持っていた空弁当だけであった。」(「朝鮮人強制連行の記録」朴慶植著未来社より・著者はこれを「奴隷狩り」と表現しています)

連行した朝鮮人に対しては、徹底した皇国臣民教育が施され、日本人に完全に同化する政策が取られました。

朝鮮民族の言語、文化が否定され、そこでは人間としての尊厳は全く認められませんでした。

炭坑では、日本人の五倍の朝鮮人が犠牲になっており、

四五年(昭和二〇)までにその数は五万人を超えました。

又リンチに会い、理由もなく殺された人もたくさんいま

した。日本全国の炭坑・鉱山には今なお朝鮮人の屍体が

埋められたり、放置されているという事実が明らかにな

っています。

戦後五十数年が過ぎようとしていますが、未解決の問題が山積みになっています。強制連行の後遺症は在日問

題と重なって解決にはまだ遠い道のりがあります。

神社参拝の強制

日本は朝鮮人を精神的に日本化するため「内鮮一致」(註)を掲げ、皇民化政策の一貫として朝鮮総督府によって、朝鮮各地に神社を建てました。ソウルの中央にある南山に明治天皇と天照大神を祭る巨大な朝鮮神宮を建てました。三六年(昭和一一)には一村落に一神社としようように一一四一もの神社が建てられていったのです。神社参拝の強制は、朝鮮のクリスチャンにとつては二重の屈辱を強いられるものでした。民族の独立を奪われた上に、日本の偶像を拝むことを強制されたからです。これに抵抗して閉鎖させられた教会は二百以上、投獄された牧師・信徒は約二千名、獄死した人は五〇名余りと言われます(これについては『日韓キリスト教関係史資料2』新教出版社、で詳しく見ることができます)。

こうして神社参拝、日の丸の使用、宮城遥拝などが強制されていったのです。これらのことによつて天皇の忠実な臣民として朝鮮人を日本の都合のよいように利用するためのものでした。朝鮮の人々の言語を奪い、文化

を否定した政策は全くの人権無視の政策でした。しかし、いくら強制されても民族の心まで奪うことはできませんでした。戦後これらの神社は一つ残らず打ち壊されました。

註・「内鮮一致」とは内地(日本)人と鮮(朝鮮)人は風俗も習慣も一致しなければいけないという意味です。朝鮮人は頭が無いと蔑んで、「朝鮮」から「朝」をとつて「鮮人」という言い方をしたのです。

創氏改名

日本の大陸侵略による植民地朝鮮人の人々に対して、「内鮮一体」の政策を推し進める必要があったのです。日本は天皇の国家であり、全ては天皇の臣民であるという考え方でした。ですから三八年(昭和一三)には、天皇の話す言葉が分らないと困るということで朝鮮語を禁止し、朝鮮教育令の改定を実施しました。

一九四〇年(昭和一五)以降、の強制連行の強化に伴い、「皇国臣民化」運動が展開されました。日本語を強制したので、この頃に小学生(朝鮮では、日本と同じように「国民学校」と言わせていました)以上の方々(現

在六七歳以上の方)は日本語を話せたり、理解できる方が多いのです。

一九四〇年二月一日(紀元節)から、朝鮮総督府は

「創氏改名」を強制しました。内鮮一体のために内地人と朝鮮人の名前が区別できないように、一体化するべきであると説きました。それは、朝鮮人も内地社会と同じ「氏」(註)を持ち、古来より伝統の氏の理念に生き、天皇中心の家庭建設に邁進することを目的としたものでした。

(註)氏とは祖先が同じ血族団体で、家々の血統による称号という意味です。昔は住んでいる地名や職業から名を取りました。氏の長を「氏上」といい、守護神を「氏神」と言いました。明治維新前は武士以上の階級の者にだけ氏は許されたものです。

創氏改名という、朝鮮人名の日本化ということを理解するために少し説明しましょう。

名前の付け方や考え方が、日本と朝鮮では基本的に違います。日本の場合、「氏」は「家」の名前でありますから、所属する「家」が変れば「氏」も変ります。朝鮮の姓は一生変わりません。ですから女性は結婚しても姓

が変わりません。生まれた子供は父親の姓を付けます。日本の姓に当たる部分は「本貫」と「姓」からなります。例えば現在の韓国には約二六〇種の「姓」があるとされています。中でも金、朴、李、崔、鄭が五大姓と言われ韓国の人口の半数を占めているとも言われています。日本の姓は一〇万を越えていて、世界でも最多だそうです。韓国で一番多い「金」姓は韓国人口の二〇%、約五百万人以上いるそうです。同じ「金」を名乗っていても祖先の出身地によって姓を区別します。それを本貫と言います。金氏の本貫は金海、光山や善山など数十あり、その中で金海金氏が一番多いと言われています。

創氏改名とは、このように独自の歴史を持つ朝鮮人の名前を日本化したものです。ですから創氏改名と言っても、なるべく自分固有の名前に近い名前を選び、例えば、金さんが金山さんとか、金田さんのように、また、張さんが張本さんに変えた例などはよく知られています。あるいは自分の故郷にちなんだ水原、玉川などと付けたものもあります。当時の小学校では日本人教師が、「創氏改名は朝鮮人にとって最大の光栄であり、これこそ日本人になる道である」と説いたそうです。教育はとても恐ろしい道具になるのです。朝鮮の非朝鮮化のため、日

日本の軍部と教育者が一体となって朝鮮の人々の名前を奪おうとしたのです。朝鮮人にとって自分の姓を変えることは、一族の歴史を抹殺することで、耐えられないことでした。そして創氏改名を拒否すると、学校にも入れず仕事もできませんでした。役所の手続きも受け付けられず、あらゆる場面で圧迫を加えられたのです。そこで創氏改名に反抗して皮肉った名前もいくつつかつけられました。例えば、玄田牛一（畜生の字を分解したもの）や天皇陛下をもじって、田農丙下（田に出る農で、祖先の姓を捨てる丙以下の人間）、鉄甚平（金「姓名」を失ってもはなはだ平気）、朝鮮総督の南次郎をもじって南太郎というようなものがありました。

皇国臣民の誓詞を強制

毎朝、学校の朝礼や会社、工場等で次のような言葉が唱和されました。（一般成人用と子供用があり、子供用を次に紹介しましょう。）

- 一．私共は大日本帝国の臣民であります。
- 一．私共は心を合わせて天皇陛下に忠実を尽くします。
- 一．私共は忍苦鍛錬をして立派な強い国民になります。

全ての人は天皇の忠実な臣民であり、心を尽くして天皇に奉仕しなければならないと唱えさせられたのです。朝鮮の人にとっては民族性を無視された、屈辱的な皇民化政策でした。

徴兵制により二十三万人もの朝鮮の人々が忠実な皇軍兵士として戦場に狩り出され、多くの人が戦死しました。又軍属としても十五万人以上の人が動員され、戦後、日本軍の戦争責任を負わされ、戦犯とされました。朝鮮の人々にとっては二重の責苦となりました。このことに対して日本政府は未だ誠意ある対応をしておりません。

強制軍隊慰安婦

強制軍隊慰安婦については、日本では「従軍慰安婦」といわれ、韓国では「女子挺身隊」と言われています。

これは、日本が中国大陸や東南アジア全域に、軍隊を侵入させた時に、軍人の性的な慰安を目的に強制的に戦地に派遣された女性たちのことです。戦場など過酷な状況の中での軍隊慰安婦は、世界各地に存在しましたが、日本の場合のように強制的に、一般婦女子をだまして戦場へ送り込むような事例はありませんでした。最初は公娼

制度の中で職業的な女性を公募したのですが、性病などの罹患者が多く、軍隊としてはかえって士気を失わせる
と不満を漏らしました。天皇のための軍隊すなわち「皇
軍」として日本のために戦う軍人の要求に応えるために、
政府は民間業者を使って台湾、中国、朝鮮から若い一般
女性の慰安婦を確保しました。慰安婦を送れないところ
では侵略した現地で陵辱（女性を辱め、強姦すること）
して軍人の性欲を満たしました。公募しても応ずる者は
いませんので、民間業者は女子工員募集とか、いい働き
口の紹介という口実で若い女性を集め、結局はだまして
トラックに乗せて、故国から連れ去り、遠い戦地へと運
んだのです。途中でだまされたことがわかると、彼女た
ちは命がけで逃げたり、船や列車から飛び降りて命を絶
つ者も多くいました。やがて見張り番が強化され、銃剣
で傷つけられたり、殴られたりして連行され、言葉も不
自由なまま見知らぬ所で、軍人相手の性的な慰安行為が
強制されたのです。

日本軍が戦況不利になり、兵隊の増員がはかられ、慰
安婦の数が不足してくると、朝鮮半島の片田舎の隅々ま
で女性狩りをして、食事中の女性や、田畑で働く女性な
ど片っ端から強引に連行するようになりました。朝鮮半

島にこの話が広がり、親たちは懸命に娘を隠したり、
早々と結婚させて難を逃れるなどしました。

こうして戦場に送られた女性の数は台湾、中国、朝鮮
人など合わせて八万人以上といわれています。このうち
朝鮮人女性は推定六万五千人と言われています。この人
たちは日本の敗戦によつて解放されても、ポロポロにな
ったからだで故国に帰れる方は少なかったのです。儒教
の影響の強い国ですから、汚された身を恥じて、異国に
残った方や、故国に帰つてもひっそりと人目を隠れて過
ごすかたも多かったと言われています。

一九九〇年（平成二）日本政府は、従軍慰安婦とは関
係なかった、という見解を発表しました。報道機関にも
慰安婦は自分から申し出て戦地に行ったのだとか、そこ
で金を儲けたという記事が出ました。それを聞いた韓国
の元強制軍隊慰安婦たちが激怒して、自分の体験を勇氣
を持って語り始め、事実をごまかして、人間の尊厳を奪
ってきた日本政府の責任問題を追求し始めました。これ
らは戦後の問題として後ほど触れたいと思います。

（担当 菊池邦香・越山健蔵）

参考図書

- 「民族的責任の思想」 玉城素著 御茶水書房
- 「チマチョゴリのクリスチャン」 キムヨン著 草風館
- 「朝鮮人」 日本現代史の暗い影 日本読書新聞編
- 「朝鮮人強制連行の記録」 朴慶植著 未來社
- 「アジアの中の日本軍」 原一九著 大月書店
- 「朝鮮の歴史」 朝鮮青年社
- 「わたしたちと朝鮮」 神奈川県高教組 公人社
- 「証言 強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち」
- 韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究会編 明石書店
- 「私の戦争犯罪」 朝鮮人強制連行 吉田清治 三一書房
- 「三・一独立運動と堤岩里事件」 姜信範他 日本基督教団出版局
- 「きみたちと朝鮮」 尹健次 岩波ジュニア新書
- 「関東大震災」 姜徳相 中公新書 中央公論社
- 「知っておきたい韓国・朝鮮」
- 歴史教育者協議会編集 青木書店
- 「従軍慰安婦」 正編・続編 千田夏光 三一書房
- 「日韓キリスト教関係史資料2」 新教出版社

第三章

在日韓国朝鮮人の歴史

第二次大戦後と

「外国人登録法」

一九四五年（昭和二〇）八月十五日に日本が連合国に無条件降伏をして太平洋戦争が終わり、朝鮮の植民地支配やアジア各地域への日本の侵略も終わりを告げました。植民地支配から解放されたので祖国の独立を望んでいた朝鮮人は大喜びをしました。この日を韓国（正式には『大韓民国』）では「光復節」、北朝鮮（正式には『朝鮮民主主義人民共和国』）では「解放記念日」として重要な記念日として祝います。

しかし、「光復、解放」は、朝鮮人が期待した通りにはならず、日本の無責任さと日本社会の差別風土や排他性が、戦後五十余年たった今も彼らを苦しめています。

この章では、時間の経過で歴史を見るよりも問題ごとに話を進めることにします。多くの人が感じている疑問に対してQアンドA形式でその状況を見ていきましょう。

(一) 在日韓国・朝鮮人とは

○「在日韓国・朝鮮人」ってどんな人たちですか。ずっと昔から日本にいますか。また、「在日」という呼び方は同じ意味ですか。

日本には、古代に朝鮮半島からきて、当時の後進地域日本に大陸の高度な政治、経済、文化をもたらした、いわゆる「渡来人」がいました。しかしこの人々の子孫は日本の国籍を持っていますから「在日韓国・朝鮮人」とは呼びません。

この呼び方は「韓国併合」（一九一〇年・明治四三）以後日本にやってきた人やその子孫で、日本に定住している韓国や北朝鮮の国籍をもっている人々を指します。なぜ「韓国・朝鮮」と併記する形をとるのでしょうか。もともと「朝鮮」というのは、誇り高い民族を総称する名前でしたが、日本人が蔑称（ばかにした呼び方）とし

て使い、それを嫌って「韓国」を使う人もいました。また、国籍、信条などの違いから片方だけでは、充分にあらわせないため、結局両方を付けた形になったのです。簡略化して、単に「在日」と言うこともありませう。

さて、敗戦（一九四五年）当時、日本には二百万人を越える朝鮮人がいました。その大部分は、いわゆる強制連行された人々、また、植民地支配によって故国での生活が苦しくなり、仕方なく日本に働きに来ざるを得なかった人々でした。彼らは、日本人から差別され、奴隷のように酷使され、虐待される日々を送っていました。また、神社参拝や日本語の強制、創氏改名等で自らの民族性や人間としての尊厳を踏みにじられていました。

それだけに、日本が無条件降伏したときには「故国は独立する」「日本の支配から解放される」「故郷に帰れる」「苦しい生活から抜け出せる」という希望にあふれ、大部分の朝鮮人は故国へ帰ろうとしました。

しかし日本政府は朝鮮人の軍人、軍属、強制連行された人々を優先的に船に乗せたために帰国作業はなかなか進まず、一般の朝鮮人は「在日朝鮮人連盟」という民間組織の活動に頼るといふ状態でした。

そうこうする間に朝鮮半島での政情不安、生活不安が

伝わり、帰国を躊躇する人々が増えました。半島の北半分をソ連（ソビエト連邦）が、南半分をアメリカ（アメリカ合衆国）が占領していて一触即発の冷戦体制下にあったこと、社会主義運動・労働運動への弾圧が続いたこと、日本政府が帰国する朝鮮人が持ち出せるものは現金千円、更に手荷物一つに制限したために、生活の基盤が日本にある人々は日本に残るしか方法がありませんでした。これが「帰りたくても帰れなかった」在日・韓国朝鮮人のそもそもの始まりです。

○朝鮮戦争（一九五〇年～一九五三年・昭和二五～二八）の特需によって日本は戦争による経済的な痛手から立ち直るきっかけをつかんだと言われますが、在日韓国・朝鮮人にとってはどうだったのでしょうか。

もちろん日本人と同じく時流にうまく乗って大儲けをした人もいたでしょう。しかし大部分の人にとってはその後の苦難の新しい一歩となりました。

まず、故国へ帰る最後のチャンスが消えたことです。さらに故国が相対立する二つの国に分断されました。それに加えてその対立が在日の人々にも影響を与えて組織

の分裂を招いてしまいました。

先に述べたように日本の敗戦後はソ連とアメリカが朝鮮半島を分割統治していましたが、これも実は日本の統治の継続といえなくもないのです。なぜなら、日本の植民地支配の時代には、朝鮮半島北半分は、満州国を支配していた関東軍が、そして南半分は広島大本営の指令下にある軍隊が駐屯^{チュン}して、それぞれ異なる指揮系統に属していました。ですから日本の敗戦時、北の軍隊をソ連軍が、南の軍隊をアメリカ軍が武装解除してそのまま統治を続けました。当時激しく対立していた社会主義陣営と自由主義陣営が北緯三十八度線を挟んで直接対峙することになりました。

一九四八年（昭和二三）八月十五日には大韓民国が、同年九月九日には朝鮮民主主義人民共和国が樹立されました。そして一九五〇年（昭和二三）六月二十五日に北朝鮮が三十八度線を越えて南下したことで朝鮮戦争が始まりました。一時は北朝鮮軍が釜山^{プサン}近辺まで攻め込みましたが、同年九月十五日にアメリカ軍が仁川^{インチョン}に上陸して押し戻し、一九五三年（昭和二八）七月二十七日に現在の位置で休戦となりました。この激しい戦いで国土は荒れ果て多くの人命が失われました。

一九四五年（昭和二〇）に結成された在日朝鮮人連盟は在日韓国・朝鮮人の権利擁護のために大きな働きをしてきましたが、本国の分断の影響で内部の意見対立が深まって脱退者が相次ぎ、一九四八年（昭和二三）には「在日大韓民国居留民団（民団）」が、一九五五年（昭和三〇）には在日朝鮮人連盟の流れを汲む「在日朝鮮人総連合会（総連）」が結成され、それぞれを南北の政府が公認することで組織の対立が決定的となって今日に及んでいます。

○在日韓国・朝鮮人は一度日本人になってそのまま日本に住み続けているから、日本人として扱われているのはありませんか。

この点については在日韓国・朝鮮人は日本政府の無責任さにいいようにもてあそばれているとしか言いようがありません。

日本の植民地時代には日本人にならされ、しかも激しい差別と迫害にありました。

ところが一九四七年（昭和二二）五月二日、すなわち現在の憲法の施行前日に、外登法のもとになった「外国

人登録令（外登令）」が「最後」の勅令（天皇の名によって公布される法律）として公布され、朝鮮人は法的には日本国籍を有するが「当分の間これを外国人とみなす」という扱いになりました。

一九五二年（昭和二七）四月二十八日にサンフランシスコ平和条約が発効して日本は独立しました。その際に外国人登録令は「外国人登録法」に格上げされ、在日韓国・朝鮮人が外国人であることが確定しました。再び自らの意志に関係なく、日本人から外国人に戻されてしまったのです。ここから彼らの新しい苦しみが始まるのです。

このときに外国人登録令に含まれていた「退去強制」条項は、その適用範囲を広げて「出入国管理令」（一九五一年〈昭和二六〉十一月に施行）に移し変えられ、外登法とのセットで管理体制を確立しました。当時の在日外国人といえれば九割以上が在日韓国・朝鮮人でしたから、この法律のねらいははっきりしていました。

出入国管理令は一九八二年（昭和五七）に「出入国管理及び難民認定法」として施行されます。

○すると日本人も敗戦後は大変でしたが、在日韓国・朝

鮮人はもっと大変だったのですね。この半世紀にはどんな歴史があったのですか。

在日韓国・朝鮮人が生活や権利のためにどう闘ったかという観点から、「在日韓国・朝鮮人の保障・人権法」（一九八九年〈平成一〇〉十一月。「民族差別と闘う連絡協議会」発行）はその歴史を大きく区分していますので、ご紹介します。

〈第一期〉一九四五年～一九四九年

生活権擁護闘争と民族学校の創設

〈第二期〉一九五〇年～一九五四年

生活要求闘争と非合法闘争、そして「国籍」による差別のはじまり

〈第三期〉一九五五年～一九六四年

南北分断の固定化と民族団体の対立

〈第四期〉一九六五年～一九七四年

外国人学校法案・出入国管理法案の反対闘争と教育実践のはじまり

〈第五期〉一九七五年～

行政差別撤廃運動と国籍条項撤廃運動

(二) 外国人登録法(外登法)

○在日韓国・朝鮮人は外登法で管理されているようですが、これはどんな法律ですか。

全部で二十条からなっていますが、日本に入国して九十日以上になる人を含めて外国人は全て居住する市町村で外国人としての登録をしなければなりません。十六歳になって登録するときは、永住資格を持つ者は署名・写真・家族関係事項を提出し、非永住者は指紋押捺しもんおしかつをしなければなりません。次に説明しますように外国人登録証の携帯・提示義務や罰則も定められています。

本文の第一条には法律の目的として「この法律は、本邦に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする」と書かれています。詳細なプライバシーにまで立ち入って確実に管理しようというねらいがはっきりしていますし、在日の外国人の権利を保護しようという視点が全くありません。

○キリスト教会では「外登法の抜本的改正を求める」運動をしています。この法律のどこが問題なのですか。

根本的な問題点は在日外国人を犯罪者扱いして、常に監視・管理の対象にしていることです。この法律の母体である外登令が発布された一九四七年(昭和二二)当時は確かに世の中は混乱していたし、日本政府がそれまで弾圧、差別してきたことへの反発・反動を恐れたのかもされません。

一九四九年(昭和二四)に吉田茂総理大臣が極東最高司令官マツカーサー元帥げんすいにあてた書簡で「朝鮮人は日本の経済再建に貢献しておらず、犯罪をおこして困るからみんな朝鮮半島に帰ってほしい」と述べています。それまで彼らに与えた痛みへの反省もなく、なぜ彼らが日本で暮らさなければならないかの事実認識もない恥ずべき発言と言えます。

外登法は幾度かの改訂を経て現在に至っておりますが、基本的な思想は吉田発言と変わっていません。

さて、主な問題点を挙げてみましょう。(一九四九年の外登法改定によって多少事情が変りました。この章の終わりの「(追補)」も読んでください。)

① 指紋押捺

一九九三年（平成五）の改訂で永住者・特別永住者の指紋押捺制度が廃止されたことは一九八〇年代に盛り上がった「指紋押捺拒否」運動の一つの成果でした。しかし根本的な問題は解決されていません。

まず永住者・特別永住者以外の外国人（今はこちらの方が多数派）には相変わらず適用されており、個人の尊厳を損なっていることには変わりありません。

また永住者・特別永住者の場合も指紋押捺の代わりに署名登録と家族登録が義務づけられ、プライバシーの管理がさらに強まる心配があります。しかも法務省は旧外国人登録原票を地方自治体から回収し、法的根拠を失った指紋も含めてマイクロフィルムで永久保管しようとしています。

ピアニストの崔善恵（チェ・ソンエ）さんは日本生まれの在日韓国人で一九八一年（昭和五六）に指紋押捺を拒否しました。ところが一九八五年（昭和六〇）に出国の際に再入国申請をして却下され、翌年アメリカ留学のためにまた再入国申請をしたところ、再び却下されました。これは当時の「指紋押捺拒否」運動という良心的不

服従に対する報復処置でした。さらに彼女が再入国許可のないままに留学したということで法務省は彼女がそれまで持っていた永住資格を剥奪し、一般の外国人と同じに在留期間制限するという扱いにしてみました。

この扱いを不服とした崔さんは裁判に訴えましたが、一九九八年（平成一〇）四月に最高裁判所は「当時の再入国不許可は違法ではない」として法務省の主張を認めてしまいました。いま永住者の指紋押捺は廃止されたのですから当時の再入国不許可もさかのぼって取り消すべきだと思えますが、人権を守らずに官庁のメンツだけを守った「国際人権規範にも反する、世界の判例史上に汚点を残す判決」（外キ協声明）と言うべきでしょう。

② 外国人登録証の常時携帯・提示義務

外国人登録証はいつ、どこで警察に提示を求められても提示しなければなりません。ですから例えばちよつと近所に用を足しに出たときに提示を求められても、所持していなければ不携帯罪で、二十万円以下の罰金、またもしも提示を拒否すれば提示拒否罪で③で述べるような罰が課せられるので、精神的な負担は大変でした。また、警察によるさまざまな人権侵害が続いたので、改正が強く求められています。しかし警察等が在日韓国・朝鮮人

管理の有効な手段として強く抵抗したため、そのままになつています。

③ 過重な罰則規定

在日外国人が外登法に違反すると、その罰則は刑事罰で一年以下の懲役もしくは禁固、または二十万円以下の罰金が課せられます。(注)一方、日本人の場合ですと同種の法律、例えば住民基本台帳法違反では、行政罰で五万円以下の罰金ですから、いかに不公平なものであるかがわかります。

注：外国人は罰則が重うえに、刑事罰なので「前科」がついてしまう。

(三) 在日韓国・朝鮮人に対する差別

○外登法によって在日韓国・朝鮮人が一般の日本人と違った扱いを受けていることはわかりました。でも「差別を受けている」と言われますが、他にも差別が起きているのですか。

数え切れないほどに日常的に発生しています。「法的差別」と「社会的差別」に分けて考えてみましょう。

(一) 法的差別

法律や制度の上で「在日外国人除外」を明記した差別で、これまでに在日外国人や市民の活動によって少しずつ改善されたものもあります。

1. 公職選挙法

公職選挙法や地方自治法では選挙権・被選挙権ともに「日本国民」に限定しているので、国政選挙、地方自治体選挙には一切参加できません。そのために民生委員、教育委員、人権擁護委員などになれませんし、住民の直接請求権もありません。税金はしっかり取られているのに、その使い道については意見も言えず、逆に差別されるのではたまったものではありません。

2. 社会保障

社会保障は外国人であろうとなかろうと人間の命と暮らしを守る最低限の制度ですが、これも適用までに何年もかかりました。

次ページの「社会保障立法にみる外国人処遇の推移」でわかるように、敗戦後かなり長い間在日外国人は社会保障から除外されてきました。しかし一九七九年(昭和

五四)の国際人權条約の批准^{ひん}、一九八二年(昭和五七)の難民条約の批准の時期に多くの法律において外国人排除条項がなくなりました。国際社会からの批判を避けるために改善したということでしょうか。

国民年金は一九八二年(昭和五七)までは完全排除、一九八六年(昭和六一)に年令制限が無くなり、加入はできるようになりましたが、経過措置がとられなかったために積み立て年数が少ない外国人は支給されないというケースも発生しました。

3. 戦後補償

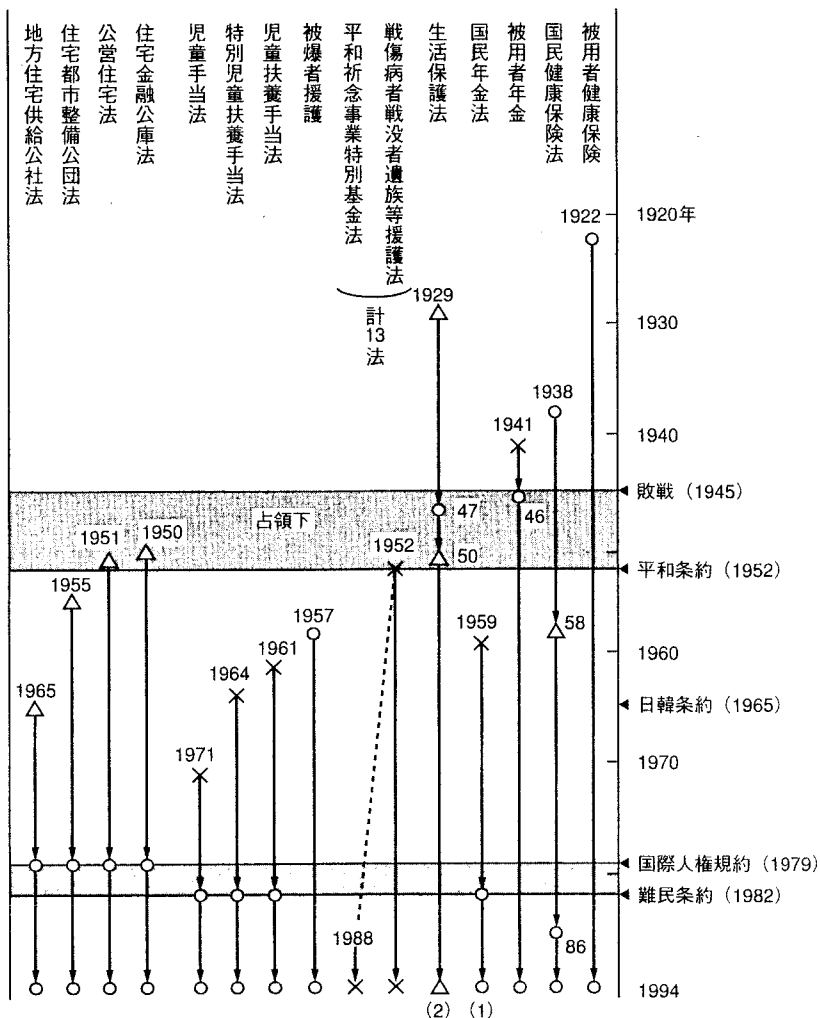
日本政府は戦争に参加した軍人やその遺族を中心に、戦争で被害を受けた日本国民に手厚く補償や援護を行ってきました。次の十三の法律が適用されたのですが、植民地時代に日本人とされた台湾や朝鮮の出身者は、外国人であるとして適用されませんでした。

- ① 戦傷病者戦没者遺族等援護法(附則二項)
- ② 恩給法
- ③ 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律
- ④ 戦没者の妻に対する特別給付金支給法
- ⑤ 戦傷病者特別援護法

- ⑥ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
 - ⑦ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
 - ⑧ 戦没者等の父母に対する特別給付金支給法
 - ⑨ 未帰還者留守家族等援護法
 - ⑩ 未帰還者に関する特別措置法
 - ⑪ 引揚者給付金等支給法
 - ⑫ 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律
 - ⑬ 平和祈念事業特別基金等に関する法律
- なお次のものは外国人にも適用されます。

- ◎ 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律
- ◎ 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律
- ◎ 台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律
- ◎ 特定弔慰金等の支給の実施に関する法律

図表1 社会保障立法にみる外国人処遇の推移



一九六五年（昭和四〇）に日韓条約が締結されて韓国と日本の国交が回復しました。このとき日本は韓国に五億ドルの経済協力金を支払い、韓国政府は本国在住の戦争被害者に補償金を支払いました。これを根拠に日本政府は「戦後補償は解決済み」という見解をとり続けています。しかし在日韓国・朝鮮人は対象外とされましたので、日韓両政府から見放されたこととなります。もちろん国交のない北朝鮮在住の被害者には一銭も払われていません。

従軍慰安婦については、被害者が恥を忍んで重い口を開いた証言に対しても「国は無関係」と言い続けてきました。軍の関与を証明する文書が出てきたので公式謝罪せざるをえなくなりました。しかし「国家賠償は決着済み」という主張を曲げたくないので「女性のためのアジア平和基金」という民間募金と政府拠出金による基金から個人補償をするという形をとりました。しかしこれは国の責任を曖昧にし、真の謝罪にはなっていないと批判され、多数の被害者がお金の受け取りを拒否しています。

4. 公務員採用における国籍条項

労働基準法や地方公務員法が国籍による差別を禁じているにもかかわらず、自治省は地方自治体に対して一般職の地方公務員から外国人を排除する「国籍条項」を適用するように圧力をかけています。その根拠は「公務員は『公権力の行使』または『公の意志の形成への参画』をするから『日本国籍』を持つのが『当然の法理』である」（一九五三年（昭和二八）内閣法制局の見解）というのです。法律によらないで職業選択の自由を奪うのは憲法違反の疑いがあるとさえ言われています。

しかしいくつかの地方自治体では国籍条項を適用する職種をできるだけ少なくするように条例を改めました。多くの人々が壁を破ろうとして運動を積み重ねた成果ですが、気をつけなければいけないのは対象職種が減ったとは言っても条例でその法的根拠を与えることになるので、国籍条項を撤廃する必要があります。

東京都職員（保健婦）で上司に勧められて管理職試験を受けようとしたところ「外国人だから」と受験を拒否されて不服を申し立てた在日韓国人・鄭香均（チョン・ヒャンギョン）さんが一九九七年（平成九）十一月に東京高等裁判所で勝訴したことも大きな一歩です。

5. 教育差別

日本の敗戦直後から在日の人々が開設した民族学校は、一九四七年（昭和二二）三月には「各種学校」として文部省に公認されたのですが、翌年一月には「未だ日本国籍を有する」として日本人学校への就学が義務づけられ、一九四九年（昭和二四）には強権で弾圧され、閉鎖に追い込まれました。一九四八（昭和二四）年四月には閉鎖に抗議した少年が警官やMP（註1）の拳銃で射殺されるという悲劇も発生しました（阪神教育闘争）。

ところが一九五二年（昭和二七）にサンフランシスコ平和条約が発効すると「日本国籍を喪失した」として「在日朝鮮人には就学義務はない」とその対応がくるくる変わりました。いまでも外国籍の子供には就学通知が来ないので親が申請しなければなりません。

民族学校の卒業生の大学受験資格については、公立や私立の大学は約半数が認めています。国立大学は一概にも認めていません。

（註）MPとは、Military Police（憲兵）のことで、第二次大戦後日本に駐留していた米国の軍事警察のこと

6. 日本国憲法の問題点

日本国憲法は世界に誇る平和憲法と言われていますが、こと外国人に関しては巧妙に除外しています。

一番大きな問題は、制定のときのマッカーサー草案第十三条では「全ての自然人は法律上平等」「国籍で差別されない」と民主主義の基本原則を掲げていますが、対応する日本国憲法第十四条では「すべて国民は、法の下に平等」となっており、国籍による差別を禁じていません。従って世界に顔向けできないような法制上の差別も憲法違反にならないということになってしまいます。

（2）社会的差別

日本社会や日本人の日常生活の中に現れる意識的・無意識的な差別について考えてみます。

1. 就職差別

前に書いた公務員採用における国籍条項も就職差別のひとつです。民間企業でも採用応募資格を「日本国籍を有するもの」に限定している会社が多いようです。内部での処遇も含めれば、国籍だけでなく、思想・信条、性別、家庭環境、被差別部落の出身かどうか等による雇用差別はたいへん多くあります。

有名な就職差別事件のひとつに「日立製作所ソフトウェア不当解雇事件」があります。これについては第五章の証言「日韓のはざまに立ちて」をお読み下さい。裁判で勝った朴鐘碩（パク・チョンソク）さんは現在も日立ソフトウエアで元気に働いています。彼は「この闘いの中で朝鮮人としての民族の主体性を回復した。また聖書や教会に出会い、民衆の中に神がおられること、祈ることは闘うことだと実感した」と告白しています。

2. 入居差別

マンションやアパートに入居するときに賃貸契約の当事者や連帯保証人を「日本国籍を有するもの」とするケースが多くあります。また大家の判断で外国人を「お断り」することもあります。形式上は断らなくても、住民票の提出を求めて事実上外国人を排除するケースもあります。住宅金融公庫の融資や公共住宅の入居資格から国籍条項が撤廃されたのは一九八〇年（昭和五五）になってからでした。

3. 結婚差別

ある方の話です。「知り合いの奥さんの息子さん

日韓国人の娘さんと結婚したいと言ったら、その奥さんは『親類からなんと言われるか。何もすき好んで韓国人なんかと結婚しなくてもいいでしょ』と大反対なんですよ。韓国人だけど資産家で立派な家庭のお嬢さんなのにねえ」（傍線は筆者）よくある話ですが、この「奥さん」の民族差別ぶりはもちろん、この話をした人も自分では差別していないつもりなのですが、やはり差別感情にとらわれていると思いませんか。

4. 金融差別

外国人の排除規定の存在が明らかになった「川崎信用金庫融資差別事件」（一九七八年。昭和五三）、ジャックス（一九七九年。昭和五四）や西友ストア横須賀店（一九八一年。昭和五六）での「クレジット差別事件」などがあります。また排除規定がなくても、入居差別と同じように住民票の提出を要求して事実上外国人を対象外とする例がたくさんあります。

5. 差別語

筆者の経験をお話しします。一九九七年（平成九）夏に妻とソウルへ観光旅行にでかけました。同じツアーに

もう一組女性の二人連れがいて、一緒に観光をしました。フोट・スポットで私たちが「シャツターを押してあげましょう」と申し出ますと礼を述べてから「バカチョンカメラだから押すだけです」を連発しました。案内の韓国人女性ガイドは日本語が非常に堪能でしたが、口を真一文字に結んで聞こえないふりをしていました。たまたま妻が「バカチョンというのは『馬鹿でも朝鮮人でも』というばかにした言葉なのよ」と教えてあげると「ちつとも知らなかった」とびつくりしていました。使っている本人がいかにも韓国・朝鮮人を侮辱しているかを気づかないでいるという事例だと思います。

それ以外にも「北鮮」「南鮮」「鮮人」「チョン公」「第三国人」(註)なども差別用語です。特に最初の三つは「朝鮮人は頭がないので『朝』の字を抜く」という解釈だそうですからこれ以上の侮辱はありませんね。

(註)二〇〇〇年四月九日の石原慎太郎東京都知事の発言で有名になった表現。戦後「外国人登録令」制定の際に、朝鮮人、台湾人などをさして、「外国人とみなす」という規定がなされた(三一ページ)が、政府や警察が治安取り締まりの立場からこの言葉をひんばんに使用したこと、戦後のヤミ市と「第

三国人」支配のイメージに加え、アジアへの加害認識を欠いた歴史理解などがいまって、日本人の中にもうっ積していた朝鮮人、台湾人に対する憎悪や蔑視、反感やおそれをこめた言葉としてもちいられていた。

6. 通名・本名

在日韓国・朝鮮人でも日本人と同じような名前を付けている人が大勢います。この名前を「通名」と言います。一世には日本の植民地時代に「創氏改名」(第二章参照)によって無理やりに変えさせられてそのまま使っている人もいます。また戦後になってから通名を付けた人もいます。またかつて通名を使っていたが、自分のアイデンティティ(自己の認識)を明確にするために本名(韓国・朝鮮名)に戻った人もいます。

どうして通名を使うのでしょうか。それは本名を使うと学校では「へんな名前」と、からかわれたり、職場や生活の場でも韓国・朝鮮人とわかると不利になることが多いからです。親から受け継ぎ、付けてもらった大切な名前を隠さなければ生きていきにくいとは実に悲しい社会です。

7. その他の民族差別の例

これまでに挙げた種々の差別は全て民族差別と言えます。この他にもたくさん事例があるでしょう。

例えば大韓航空機爆破事件（一九八七年。昭和六二）や北朝鮮の核疑惑（一九九四年。平成六）の際の朝鮮学校の生徒に対する嫌がらせ等がその例です。阪神大震災の際も、阪神間に在住のある在日韓国人は一瞬、関東大震災での朝鮮人虐殺のことが頭をよぎり、身を隠さねばと思つたそうです。

何かというと「チョーセン、帰れ」と浴びせる罵声^{のちがひ}は日本人の恥です。学校でのいじめも深刻です。

それ以上に恐ろしいことは、マスコミ報道等によつて触発されて差別行為に及ぶということです。マスコミは必ずしも真実を伝えず、断言は避けながらもセンセーショナルな報道をすることがあります。

もう一つの問題は、民主教育を受け、国際感覚を身につけたはずの若い世代が、こういう行為に及ぶことです。真の民主教育・国際教育が行われていないので、古い世代の差別感覚が、新しい世代で再生産されているからなのでしょう。

○それにしても在日の人は「差別されている」とか「平等の権利を」とかうるさく言い過ぎませんか。おとなしくしている方が日本人にもよい感じを持たれると思いますが。

過去を振り返ってみると、指紋押捺にしても、社会保障にしても、国籍条項にしても直接関わりのある在日の人々が「これはおかしい」「日本人並みにして欲しい」と発言して初めて多くの人々の要求によつて少しずつ解決したという事実があります。おそらく彼らが黙っていたらほとんどの日本人は問題に気づくことも痛みを共有することもなかっただろうし、何も解決されず、当事者に我慢を強いることになつたでしょう。

○「それならいっそのこと韓国や北朝鮮に帰るか、日本に帰化すればいいではないか」と言う人がいますが…

生活の基盤が日本にあり、言葉も文化も故国と異なっていますから、故国に戻りたくても日本に根を張ってしまったので難しいというところは先に述べた通りです。また残念なことに在日韓国・朝鮮人に対して故国の目が必

ずしも暖かいとは限りません。故国に行くと「パンチョッパリ」（半日本人）と呼ばれることもあるそうです。

帰化について言えば、確かに毎年一万人位の人が帰化をしていますからこれも一つの方法です。しかし申請しても「問題ない韓国・朝鮮人かどうか」を一年もかかって調べられます。生活状態、交友関係、取引先・職場・隣近所の評判、素行関係、日本語の読み書きまで調べると言いますから、日本人であっても同じ調査をされたらひっかかる人が多いのではないのでしょうか。その挙げ句には日本名に変えさせられ、日本人になりきるように求められます。これでは民族の誇りを捨てることになりかねないし、帰化しても「朝鮮人の血が流れている」と差別は相変わらずということもあります。また帰化しない人との溝もできるようです。

それでも申請者がいるということは、日本の差別社会の中で少しでも差別から逃れたいという苦渋の選択なのです。従って本人にとつても真の解決にはならないし、制度的あるいは意識的な差別構造を無くすという根本的な解決にはつながりません。

「日本国民にしていたく」のではなく希望すれば権利として日本国籍が取れる道が備えられるべきです。

(四) これからの課題

○では、これから私たちはどうしたらよいのでしょうか。

林炳澤（イム・ピョンテク）氏（在日韓国青年同盟北海道本部）が一九九五年（平成七）八月に北海道で「在日韓国人からみた『戦後五十年』終わらない戦争、終わっていない指紋問題」と題して講演をした中で「真の戦争責任の清算とは」として挙げたものを引用します。

- ① 正しい歴史認識の確立
- ② 誠実な戦後処理の実施
- ③ 在日韓国・朝鮮人への適正な処遇
- ④ 差別・排外意識の克服

これはいわばこれまでに述べてきた問題の克服と言えます。これらは何れも日本政府や地方自治体に求められることです。従って政府や地方自治体に対して私たちの意見を強く主張しなければなかなか進展しないだろうことは、これまでの五十年を省みれば十分考えられます。

また、①と④は言うまでもなく私たち個人個人にも課せられた課題です。

○でも、どうすればこの課題に取り組めるのですか。教会の中でできるのですか。

各教区の宣教担当、あるいは管区の日韓協働委員会にご相談下さい。各地方で勉強会や集会などのエキユメニカルな活動が行われていますのでご紹介します。

また、あなたの教会の近くに「在日大韓基督教」の教会があれば、交流をされるとよいと思います。在日韓国人を中心としたプロテスタントの教会です。この教会の牧師や信徒は「自分たちが苦難の歴史を生き、また今も差別に苦しんでいるからこそ、自分たちが日本にいる意味や日本社会の只中に遣わされた意義がある」という使命感で日本の教会や社会に問いかけながらも、全ての人が共に生きる道を模索しています。ここから発せられるメッセージを私たちも心を開いて受け止めようではありませんか。

さらに私たち日本聖公会には「聖公会生野センター」（第四章参照）という宝があります。これを支え、これ

と協働することで多くの学びや活動に参加できると思います。

○キリスト教全体で取り組んでいる課題はありますか。

外登法が一九九三年（平成五）に改訂されたとき、五年後に見直すという国会の付帯決議があり、一九九八年（平成九）はその年でした。外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会（外キ協）は「外国人登録法の抜本的改正を求める要望書」の署名活動に取り組み、皆さんにも協力して頂きました。一九九八年五月に法務省に提出しました。

さらに外キ協では「外登法はどうしても『管理』が主体になってしまうので、むしろ在日外国人の権利を積極的に保障し、制度面での差別を無くすような法律を作るべきだ」として「外国人住民基本法（案）」を提案しました。どうか皆さんもその法案理解につとめ、かつその議論に参加して下さい。

参考資料

「日・韓・在日教会共同ブックレット／歴史を開くとき」外登法

問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

(一九九四年。在日大韓基督教会在日韓国人問題研究所)

「この差別の壁をこえて／わたしたちと朝鮮第二集(改訂新

版)」神奈川県高等学校教職員組合 民族差別と人権小委員会

(一九九四年。公人社)

「在日韓国人からみた『戦後五十年』—終わらない戦争、終わっていない指紋問題」、

林炳澤(一九九七

年。外国人登録法問題と取り組む北海道キリスト教連絡協議会)

「在日韓国・朝鮮人の補償・人権法／在日旧植民地出身者に関する戦後補償および人権保障法制定をめざして」、民族差別と闘う

連絡協議会

(一九八九年。新韓社)

「RAIK通信」、

(在日韓国人問題研究所)

(追補)

一九九九年の外登法改訂

国会では一九九三年の外登法改訂に先立つ審議で五年後に見直すこと、その際に「外国人登録制度の目的を明確にする」とともに、外国人の権利を尊重して諸制度の在り方について検討し、「(以下略)」という付帯決議を採択しました。

そこで一九九九年三月に改定案が閣議決定され、同年

八月に国会で可決されたものが二〇〇〇年四月に施行されました。その概要は次のとおりです。

○指紋捺捺制度は全面廃止。

○登録証不携帯の罰則「二〇万円以下の罰金」を特別

永住者に限って「一〇万円以下の過料」に軽減。

○永住者、特別永住者の登録証切替期間を五年から七年に延長。

などです。

崔善恵さん(前出)の永住資格の現状回復のめどがつき、またこれまでは前例のないことですが参議院法務委員会では崔善恵さん等の在日の人々が証言の場を得られました。

これをどう評価したらよいのでしょうか。

長い運動の成果として一歩前進したとも言えますが、外登法の目的(第一条)自体は変わっていませんので、抜本的な改正を求めてさらに運動を強めなければなりません。特に同時に国会で可決された入管法がその管理的・排外的な性格を強めたことは、移住労働者等の比較的新しく来日した外国人に新たな差別を強いることが心配されます。

(担当 小山俊雄)

第四章

日本聖公会と

在日韓国朝鮮人

(一) 前史

目白聖公会と在京朝鮮人伝道

第二次大戦前、下関、大阪、東京などで、日本聖公会の教会の働きとして、朝鮮人のための礼拝、集会が行われていました。記録が十分には残されていません（そのこと自体ひとつの問題であるとも言えます）が、その一つに、東京目白聖公会での働きがあります。同教会「目白教報」によれば、一九三〇年（昭和五）奉仕の事業として、在京朝鮮聖公会信徒の司牧援助のため、朝鮮聖公会から、趙^{チョ}ヨンホ副補祭を受け入れ、五月八日、初の朝

鮮語礼拝が行われました。朝鮮聖公会トロロップ主教の要請を、目白聖公会佐々木鎮次長老（司祭）が個人の責任で引き受けて実現したものです。この働きは一年継続し、趙師の帰国によって終了しました。

次に、唯一、在日韓国朝鮮人の教会として戦前戦後生き抜いてきた現大阪教区聖ガブリエル教会の歩みを証言や資料からたどりながら、日本聖公会と在日韓国朝鮮人との関わりを見ることにします。

張準相氏の献身

朝鮮人、張準相（チャン・ジュンサン）幼名、張萬石（マンソク）、また張仁植（インシク）は一九〇〇年（明治三三）十一月四日に、韓国忠清南道、公州郡公州面、草鳳里で生まれました。一九一六年（大正五）ソウル中央高等普通学校を卒業後、経済学を学んで祖国の発展に貢献しようとして来日、奈良県郡山中学校入学。のち、東京の立教中学校、同大学予科へ進学しました。

一九一九年（大正八）、日本の植民地支配に抵抗して朝鮮全土に起こった三一独立運動（第二章参照）へ参加するために韓国へ帰国し、そこで官憲に約六ヶ月の間

拘留されました。結局無罪となつて放免され、その後日本へ戻りました。

一九二三年（大正一二）張師は、関東大震災における朝鮮人虐殺事件に遭遇しました。このとき、奈良基督教会の吉村大次郎長老によつて生命の危機を救われました。このような朝鮮人同胞の苦難の現状を自らも体験した張師は、同胞の靈魂の救いを求めて働くことを決意しました。彼はすぐさま、福岡にあつた聖三一神学校に入学します。一九二五年（大正一四）同神学校を卒業し、大阪の堺聖テモテ教会に伝道師として勤務することになりました。

柳原吉兵衛氏の働き

この堺聖テモテ教会には、柳原吉兵衛氏がいました。大和川染工所の経営者として、また熱心な聖公会の信徒として彼は、事業の上でも、宣教の上でも大きな足跡を残しました。特に、自分の工場も含め、大阪南部堺市における朝鮮人女工受け入れや、彼女たちに対する教育活動（夜学）、伝道活動を積極的に行いました。当時の大阪教区報「恩籠」には、堺聖テモテ教会の消息欄に柳

原吉兵衛氏の活動が多数報告されています。一九二七年（昭和二）に開設された堺夜学校は、彼が最も力をいれたものでした。

十五年戦争が日本にとつて厳しい状況になればなるほど、植民地支配を強化し、朝鮮人の持てるものすべてを奪おうとする日本人と、それに抵抗する朝鮮人の軋轢は激しくなつていきます。そうした中で「親朝鮮」を自認する柳原吉兵衛氏は、日本人と朝鮮人の協和（心を合せて、仲よくすること）融和（うちとけて仲がよいこと）とけあつて一つになること。）を名目とする「内鮮協和会」（註）の活動にひかれ、没頭していきます。

彼にとつては、キリスト教精神に基づく「善意」の行為であり、文字どおりの「日本と朝鮮の協和・融和」でしたが、植民地支配の下にあつた朝鮮人から見ると、明らかに自分たちの祖国が植民地から解放され独立する願いを抑えつけ、一人の人間として生きる権利を奪う日本政府の動きの側に立つものでした。

（註）内（日本）鮮（朝鮮）の協和をめざして一九二四年（大正十三）に結成された。宿泊所設備、職業紹介、診療所・夜学校の開設などの活動をおこなつたが、圧倒的に増加す

る朝鮮人とその自主的な権利を守る運動の前には、色あせ
たものとなつていき、政府が進める、朝鮮人の日本人化
(皇民化) 政策と、戦時態勢協力のための御用機関となり、
治安維持対策の機関としても働いた。

(二) 聖ガブリエル教会の歴史

教会の誕生

一方、張氏は、伝道師として認可を受け、一九二五年
(大正十四) 一月、大阪市天王寺区細工谷の聖ヨハネ
学園(現聖バルナバ病院)敷地内に、朝鮮人会衆の集會を
開設(写真1)、朝鮮人伝道を熱心に展開し始めました。
張師の伝道への熱意と、朝鮮人の多く居住する生野・
東成地域に隣接する地の利も得て、伝道活動は大きく
進展していきました。その後、この働きをさらに展開す
るために、一九三二年(昭和七)に生野区桃谷の地に土地
を取得し、一九三三年(昭和八)講義所を開設しました
(写真2)。大阪教区も、「朝鮮ミッシン(伝道)」と
名付けて、募金活動を展開しました。一九三四年(昭和
九)「恩寵(三八二号)」紙上に載せられた名出保太郎

監督(主教)のメッセージによると、「…大阪市には一〇
万人の朝鮮人が在住している。…多くは壮青年男女であ
る。…一〇万人同胞は、全く宗教として奉ずる者なく、
唯僅かに葬祭の場合に内地の僧侶を臨時に聘して其の仏
事を営むにすぎず、人生最大の要求たる魂の安息所を持
たず。同情に堪へざる境遇である。…これら同胞の為に
天の父を知らせ、キリストの救いに導き、故郷を離れ言
語に慣れざるも皆天父の子にして兄弟なる信仰に依て
日々の務を為さしめ人生の意義を悟らしめる事は眞に大
なる我等の義務である…」とあります。

朝鮮ミッシンに献金をささげることとは大切なことで
すが、日本の植民地政策のために、日本に来ざるを得な
かった朝鮮人の気持ちはどう受けとめていたのでしょうか。
「宗教として奉ずる者なく」と、どうして言い切れ
たのでしょうか。貧しいために、儒教の教えに基づいて
わゆる法事すら行えなかったのが実状でした。歴史、社
会、政治の動きの背後で、苦しむ人々の思いを見通すこ
とのできない姿勢(それが結局戦後の私たちにも受け継
がれています)が見られます。「恩寵」紙上に発表され
た募金者の多くは外国人宣教師でした。当時、教会建設
など多額の資金が必要な計画は、その資金の多くを外国



写真1 創立時のガブリエル教会メンバー（一九二六）



写真2 桃谷講義所（一九三三）

人宣教師、宣教団体からの支援に頼っていたという事情があつたにせよ、在日朝鮮人の講義所の開設について、大阪教区の十分な理解と支援があつたとはいへません。

張師の苦難と抵抗

一九三九年(昭和一四)二月一日、「長期建設、精神作興(註1)大阪教区特別祈願式」が大阪聖ヨハネ教会にて行われました。日の丸を先頭にしたプロセッション(入堂行進)の中に、十字架を掲げて進む張師の姿があつたことは象徴的でした。植民地支配のシンボルだった日の丸に続いて十字架を担う張師は、朝鮮人として日本の故に苦しんだだけでなく、クリスチャンとして教会の中においても、安らぎがなかったのではないのでしょうか。同じ年の八月、所用で朝鮮に帰った張師は、出身地の役所に届けを出し「日本名、張本 栄(はりもと・さかえ)」と登録しました。「創氏改名」です。けれども、この名前は、朝鮮式に「張 本栄(チャン・ボニョン)」とも読めました。実際、同師は、この読み方も使っていました。そこに朝鮮人としての誇りを捨てない張師の無言の抵抗を見ることが出来ます。

一九四一年(昭和一六)二月八日、日本軍の真珠湾攻撃によつて日米開戦の火蓋が切られました。その日、桃谷の教会にいた張師は、早朝、特高警察(註2)によつて東成警察署に逮捕されました。それは面会謝絶のまま四ヶ月にわたつた拘留の始まりでした。当時の日本人の誰が、開戦の日から拘束され、拷問を受けたでしょうか。釈放後も一九四二年(昭和十七)には特高より集会の禁止を言い渡され、礼拝堂の閉鎖命令を受けるなど、聖ガブリエル教会の解散に向かつて官憲の圧力は日増しに強まっていきました。

ついに、一九四三年(昭和十八)教会は、閉鎖のやむなきにいたりました。このとき、大阪教区の大部分の教会は、自己の教会を守ることに必死で、同じ教区の在日朝鮮人の教会が弾圧を受けていることを、自らの問題と捉えられませんでした。

(註1) 精神作興(サツコウ) 精神を奮い立たせること

(註2) 特高警察とは特別高等警察の略

戦 後

朝鮮やアジアの人々にとつて、一九四五年(昭和二

○) 八月一五日は、大日本帝国の崩壊、植民地支配からの解放という歴史的な喜びの日、「光復節(光が復活した時という意味で現在も韓国(の祝日)でした。一九九七年(平成九)に開催された大阪教区宣教協議会の資料集(第四卷)において、戦後の聖ガブリエル教会の歩みについては「第二の受難期」と定義されています。日本からの解放の日がきて、在日韓国朝鮮人が救われたのでしようか。むしろ戦後も長い間、苦難の中に放置されてきたといえます。希望に燃えた解放の日の後、張師はすぐに大阪鶴橋に民族学校を設立し、在日韓国朝鮮人の子どもたちに戦前から戦中にかけて禁じられていた母国語「朝鮮語」での教育、「朝鮮文化」の教育を志しました。いわゆる戦後のどさくさ、日々のパンに事欠き、生活苦の日々であったと想像されますが、自由になったときに何よりもまず自らの民族の教育問題、民族性の回復に取り組んだことは、張師も含め、多くの在日韓国朝鮮人が、それまでの弾圧がいかにすさまじいものであったにしても、民族の誇りを決して捨てないことを表しています。しかし、こうした張師をはじめ、多くの朝鮮人の誇りや願いは、日本の戦後政策の中でも大きく歪められていきます。民族教育を行うことは、日本の植民地支配

を批判することになり、共産主義教育にもつながるとして、否定され、弾圧されていきました。(一九四八年(昭和二三) 阪神教育闘争、三八ページ参照)

戦後、進駐軍に代表されるアメリカ文化の影響の中で、キリスト教は欧米の教会からの豊かな宣教資金の提供を受け、一種のブームを迎えます。日本聖公会は、自らの復興に取り組むことに目を奪われて、ここでも在日韓国朝鮮人の教会・信徒の姿を見失っていました。

教会の再出発

一九五四年(昭和二九)張師は私宅を開放して、聖ガブリエル教会として教会活動の再出発を開始しました。

一九五六年(昭和三一) 二月二一日、柳原貞次郎主教司式、松岡安立司祭推薦で、張執事の司祭按手式が川口基督教会にて行われました。執事按手(一九三八年)から一八年、神学校卒業(一九二五年)から実に三一年が経過していました。實際上牧師としての働きをしながら、このように長い期間を経て司祭に按手された人がいるのでしょうか。彼が、もし日本人の伝道者であったらこのように長く放置されなかったでしょう。少なくとも張師の

働きは、日本人宣教師からは、「忘れられた存在」だったと言わざるをえません。一九六六年(昭和四一)張牧師は、六六才で召天。司祭としての働きは、わずか一〇年間でした。

入学差別

一九六五年(昭和四〇)、新聞紙上にプール学院において入学差別が行われたとの報道がなされました。聖公会関係学校であるプール学院が、在日韓国朝鮮人入学志願者の願書を受理したものの、受験票を返し、受験を拒否したのです。全ての人に神の福音を伝えることを使命としたミッシェンスクールでありながら、在日韓国朝鮮人志願者を受けられないという悲しむべき出来事でした。六年後の一九七一年(昭和四六)になって、当時の理事長が、今後「外国人入学を制限しない」と聖公会新聞に宣言を載せ、事件は決着したとされています。

当時、聖ガブリエル教会の信徒は、差別された側(被害者側)の在日韓国朝鮮人であったのに、差別した側(加害者側)である聖公会に属していたために、逆に他の在日韓国朝鮮人から激しく非難されるという苦しみを体験

しました。このような苦しみを学校や他の教会はどう受けとめてきたのでしょうか。

今日、プール学院では、在日韓国朝鮮人が日本人とともに学び、韓国語の授業が希望者に開講されています。

こうした努力が実を結んでいくためには、この事件の背後にあった自らのありようを見つめ、在日韓国朝鮮人からの問いかけを、福音として聞き取る姿勢が問われます。

礼拝堂の再建

一九六六年(昭和四一)の張牧師の死後、聖ガブリエル教会は河蓮實(ハ・ヨンシル)夫人や親族を中心に、自宅で礼拝を守ってきましたが、一九七八年(昭和五三)、伝道の積極的な展開をはかるために、大阪市浪速区の本バラザビルに礼拝所を移して教会活動を行うことになりました。勇んで開始した礼拝でしたが、ナンバ地域は商業地域で居住者が少なく、もちろん在日韓国朝鮮人の居住者も少なかったため、思ったような成果があげられませんでした。そのころ、生野の張師私宅では、大斎克己献金からの援助を受けた子供会活動が、大阪教区青年の支援のもとで、活発に行われていました。

「毎朝の祈りのなかで、聖ガブリエル教会のことをおぼえて祈りました。」という一通のはがきが、一九八四年（昭和五九）一月一日、京都のウイリアムス神学館から聖ガブリエル教会に届きました。簡単な手紙でしたが、ナンバプラザビルでの礼拝では、在日への宣教に困難があると考えていた聖ガブリエル教会の信徒たちにとっては、神さまから送られてきた励ましのように思えるはがきでした。そして、やはり在日が多く住んでいる「生野」に戻ろうという意見が多数をしめました。教会の信徒総会での決議、そして大阪教区教会会の決議を経て、管区においてもそのことが意識されていきます。

同年一二月、生野に隣接した、天王寺区大阪城南キリスト教会の好意で、同所を五年の期限で借用し、礼拝、教会活動を行いながら宣教拠点を生野区の中に探すことになりました。

（三）新しい関係を求めて

日韓聖公会宣教セミナー

同じ一九八四年（昭和五九）に、韓国ソウル市で「第

一回日韓聖公会宣教セミナー」が開かれました。このとき、聖ガブリエル教会の信徒、大川千萬氏は、韓国側代表のひとりとして、発題を行いました。日韓双方に、在日韓国人は、韓国側との意識が強かったのでしょうか。そして翌年、第二回日韓セミナーが大阪で開かれました。

この二回のセミナーを通して、日本における在日韓国朝鮮人宣教の課題が、両国の聖公会の中に深く意識されるようになってきました。両国聖公会が真の和解をなしとげるために、両国の歴史を理解することと共に、「聖ガブリエル教会の再建」がその目に見えるしるしとなることが語られるようになりました。第二回セミナーの際に韓国側から聖ガブリエル教会再建のためにと、二百万円の献金が贈られました。この出来事は、日本側にとつては、韓国側がそれほどまでに在日同胞のことを強く考えているのかという驚きであり、日本側の取り組みへの大きな促しとなりました。以後、日本側でも「聖ガブリエル教会の再建」をより積極的に受けとめようという姿勢が明確になり、管区総会での、聖ガブリエル教会支援の決議へとつながっていきます。「相互理解」というテーマのもとに行われた第一回日韓聖公会宣教セミナー共同声明の、第二番目以下の項目をもう一度よく読んで見た

いものです。

二、日韓両国聖公会は、公式に開催された最初のこのセミナーで開会聖餐式を共同執行し、その中で、日本聖公会は三六年間の植民地支配及び今日に至るまで、なすべきことをなさず、なすべからざることをなしてきた罪を懺悔し、深く陳謝した。また両国聖公会は唯一にして聖なる公会と主において一つの肢体であることを実感し、地上に神の国を実現するため、両国の不幸な過去を再確認すると共に、日本による歴史の歪曲と経済的支配、そして文化的偏見と差別を信仰によって拒否することを決意した。

四、……日本聖公会の最も身近にある在日韓民族（註）への差別問題を日本聖公会が取り組むべき、緊急かつ重要な課題であると認識し、これを推進することを決意した。また、韓国からの日韓の歴史理解を受けとめることによって、日本聖公会がキリストの教会として、正しく生きるための自己認識を得られることに気づかされた。

とあります。（……省略筆者）

（註）当時、南北対立が現在より深刻で、大韓聖公会において、朝鮮という言葉を使用することに、抵抗があったため、韓民族という言葉が使用された。

第一回日韓セミナーにおいて日本聖公会は、戦後はじめて日本の植民地支配に対する公式の懺悔と謝罪を行いました。しかし、同じ年に結成された「日韓セミナーを考える会」は、過去の侵略の歴史、現在の韓国人への差別の現実、一九六五年（昭和三〇）の「日韓条約」、一九七三年（昭和四八）の金大中拉致事件にみられる日韓両国政府の不正な関係について日本聖公会は、何らの取り組みもしていないばかりか、祈祷書における「天皇のための祈り」を存続させている問題や、在日韓国朝鮮人の人権を確立する闘いを放置する中でセミナーが行われていることについて、厳しい批判を行いました。

（この「考える会」を中心にした問いかけをきっかけとして、日本聖公会は、紆余曲折をへながら、戦後責任、戦後責任の問題を自らの課題とするようになり、一九九五年（平成七）宣教協議会の開催、翌年の総会での「戦争責任に関する宣言」の決議を行いました。）

この批判に応える形で、一九八五年（昭和五〇）の第

二回日韓聖公会宣教セミナーでは「わたしは主にあって罪を犯しました。―両国聖公会の歴史をかえりみて―」というテーマのもと、両国聖公会は民衆にとつて何であったか、在日韓国朝鮮人の悩みは誰の罪かという発題がなされ、自らの歴史の中の過ちに気づくことから、宣教の使命を覚醒することをめざしました。この会議の総括は、合同報告書という形でまとめられました。その中に、聖ガブリエル教会に対する熱い祈りと献金をささげること、在日韓国朝鮮人の人権回復のために、外国人登録法の指紋捺捺制度撤廃運動に取り組むこと、両国の歴史を正しく学ぶために、日本聖公会は家庭教育をはじめ、あらゆる機会をとらえて、学習の機会を持つべきであること、また、サハリン在住韓国人問題の解決、韓国人被爆者への関わりを持つことなどが課題として列記されています。

日韓の管区レベルでこのように日本聖公会と在日韓国朝鮮人、大韓聖公会との関わりが画期的に深まったことは、一九八〇年代の大きな転換でした。このとき日韓聖公会宣教セミナーで確認されていたことを、日本聖公会が真摯に受け止め、実践していったならば、後述する臨床牧会訓練の結末も違ったものになっていたでしょう。

ともあれ、この一九八〇年代は、聖ガブリエル教会にとつても、教区、管区にとつても、記憶すべき新たな出発の時でした。

聖ガブリエル教会礼拝堂再建

一九八九年(平成元)聖ガブリエル教会は、生野区小路東に土地を取得、プレハブ建築の集会所で念願の新たな教会活動が始められました。一九四二年(昭和一七)の教会閉鎖以来、四七年目の教会礼拝堂再建へ向けての第一歩でした。

新しい聖ガブリエル教会の構想を練る中で、在日韓国朝鮮人が多数居住する大阪生野の地であるからこそ、地域と共に生きる活動を重視しようということが決定され、地域活動センターと乳児保育園を同時に設立し、三者が協働して地域に仕える働きを担っていくことが決定されていきました。

一九九一(平成三)新礼拝堂の建設に着工しました。この間礼拝は、韓国YMCA会館を借りて行われました。

一九九二年(平成四)三月末、新礼拝堂完成。日本聖公会大阪教区聖ガブリエル教会、聖公会生野センター、社

会福祉法人博愛社「こひつじ乳児保育園」の三者協働の歩みが開始され、現在にいたっています。

聖公会生野センター設立と、支援の取り組み

聖公会生野センターの歩みに協働するため、管区では総会において支援決議をし、三・一独立運動蜂起の日（三月一日）に近い主日に「聖公会生野センター」のために祈り、信施をささげる奉献活動が続いています。大阪教区では、在日韓国・朝鮮人宣教協働委員会、聖ガブリエル教会宣教拠点設置特別委員会が、聖ガブリエル教会と聖公会生野センター設立に向けての様々な取り組みを行ってきました。また、関東三教区生野委員会、北関東教区協働委員会、東京教区在日プロジェクト、聖公会生野センター横浜教区友の会、大阪教区生野センター後援会（一九九八年、京都教区においても後援活動が開始された）などが相まって働き、聖ガブリエル教会、聖公会生野センター支援の道を開いてきました。

特に、大阪教区在日韓国・朝鮮人宣教協働委員会は、研修会の開催、ブックレットの発行、日韓歴史研修旅行の実施など多くの取り組みをし、聖公会生野センターと

共に、在日の問題は日本人の問題であることを明らかにしてきました。また特に、これらの会では、在日の様々な問題、日韓の歴史の問題を取り上げながら学習会や講演会を多数開催し、日韓の歴史認識や、在日韓国朝鮮人を理解する活動を積極的に行って、草の根からの交流を促しました。

また、教派を越えた協力と交わりの場として外キ協（外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会）があり、聖公会も各地の外登法問題と取り組む様々なキリスト者の組織の一員として、外登法の抜本的改正の問題や、指紋捺捺拒否者支援の運動に連なってきました。特に、大阪生野地域には、「生野地域活動協議会（通称、地活協）」があり、そこに参加するカトリック教会、日本キリスト教団、在日大韓基督教会など各派との交わりの中に強められ、在日韓国基督教会館（KCC）、聖和社會館など生野にある先輩格の地域センターからのアドバイスを受け、とりわけ地活協からは聖公会生野センター設立にあたって、大きな人的協力をも得ることができました。在日韓国朝鮮人と関わるのがこのように豊かな交わりの実を生んできました。

また、特に外登法への取り組みのエキユメニカル（教

会・教派の違いを越え、一致して行う)運動の成果として、一九九八年(平成一〇)には「外国人住民基本法(案)」が作られ、法律制定のための運動を展開するようになりました。この法案は、在日韓国朝鮮人の歴史背景を踏まえつつも、より広範囲な、在日、滞日外国人に對して、日本での豊かな協働生活が出来ることをもくろぎとしたものです。

臨床牧会訓練 (PCT) 問題

一九八八年(昭和六三)九月、聖公会神学院主催の、第三〇回聖ルカ国際病院臨床牧会訓練中に起こった差別発言事件をご存知の方も多いでしょう。そもそも「臨床牧会訓練(Pastoral/Clinical/Training, 略称PCT)」とは、牧師を志す神学生が、入院中の患者さんを訪問し、その思いや考え、喜びや痛みを受けとめる訓練をするものです。患者さんの話を聞いた神学生が、患者さんと自分の受け答えをレポーターにまとめて報告し、参加している他の神学生やスーパーヴァイザー(以後SV)と呼ばれる助言指導者が、その神学生の受け答えについて、様々な角度から検討を加

えます。(これを「会話セミナー」と呼びます。)また、期間中に、それぞれの神学生は交代で礼拝の説教を担当し、その説教についても相互に批判し合う「説教セミナー」が行われていました。

この年の参加者の中に、日本基督教団農村伝道神学校在学中の在日韓国留学生、金永泰(キム・ヨンテ)氏がいました。彼は、主日にルカによる福音書をテキストにし「本心に立ち返る放蕩息子」というテーマで説教を行いました。その中で、父親のもとに帰る放蕩息子の姿に
なぞらえて、神に、隣人に、そして在日韓国人としての本当の自分自身に帰ること(アイデンティティの回復)の大切さ、しかし、在日韓国人として本名を名乗って日本社会に生きる困難さを語りました。これを受けた翌日の説教セミナーの席上で、井原泰男SV(PCT訓練委員長)から、「あなたの説教は会衆によって福音として聞かれただろうか」との疑問が呈せられました。それは、「苦しんでいるのはあなただけではない、他にいくらでもいる」との彼の考えから発せられたといわれます。少なくとも目の前で、在日韓国人として生きる苦しみを述べている金永泰氏に對して、その人の苦しみの地平に立つことなく、高みからの発言でした。さらにこのブック

レットの前章までの記述でも明らかかなように、歴史的にも、社会構造的にも、在日韓国朝鮮人に苦しみを与えてきた日本人の側にあるS Vが、自らが加害者の側にあることを認識していない発言でした。

その後、会話セミナーの中で、別のS Vから「金さん、あなたも日本人よ」という発言がありました。これは、金さんを慰めようとして語った善意の言葉であるとの弁明が後でなされます。しかし、金さんが在日韓国人として生きることで悩んでいるさなかに、「あなたも日本人」という言葉は、在日韓国人として生きようとする金さんを、日本人にしてしまい、日本人にならないと慰めがないとする「同化」の論理です。この発言に対して「あなたは、どこに立っているのか」また「日本人との関係で、自分のアイデンティティがいつも消えて行く。いつのまにか消えて行く。少しも踏まえられていない」ということをこれまでどれほど味わわされてきたか、わかりますか」という金さんの指摘がありました。

かつて、柳原吉兵衛氏が、善意をもって協和会活動を行い、朝鮮人に対して熱心な教育活動を行ったときに、まさに「よき日本人でありなさい」という強制（皇民化）が行われていたのと同じ善意の論理が、ここに見

られるのではないでしょうか。

これら一連の問題発言について、S Vと金さんが話しか合っている場において、S Vから「福音の前にはユダヤ人もギリシヤ人もない」（ガラテヤ書3章28節）という聖書のことばが引用され語られました。日本人も在日韓国人もない、共に、神の赦しを受ける存在なののだとの弁明でした。金氏からは「福音の抽象化、一般化だ」との指摘がありました。

以前、この聖句を引用して「在日韓国朝鮮人も日本人もない。だから、自分は本名を名乗って、在日として堂々と生きるのだ」とみずからの本名宣言をした青年がいました。そのとき、この聖句は、一人の人間が解放される力となりました。しかし今回は、金永泰氏の指摘を封じ込めるために用いられました。問題の本質をおおいかくし、大切な問いを問わないようにする引用でした。

差別をした側が、その差別の問題性を認めないまま、聖書による神の前での平等を主張することは、差別された側の意見を押さえ込むこととなります。このような引用の仕方は、聖書の言葉を自らの正当化のために利用する結果となりました。

訓練の指導の立場にあるS Vが、日本人がかつて何を

なしてきたか、今何をなしているのかに対する無知、無理解の中で、自らが行った発言の差別性を理解することができないまま、在日韓国人学生に問題発言を繰り返してしまいました。そしてその後の対応においても、柔軟に自分たちの落ち度を認めることができず、逆にS・Vとしての権威を振りかざし、その発言を封じてしまいました。

臨床牧会訓練問題から問われること

この事件は、たまたま起きた差別発言事件とすることはできません。この訓練そのものの、あるいはそれを支えている訓練に対する考え方が問われねばならないのです。この訓練の問題性が明らかになるといことは、過去二十年にわたり、三十回の訓練を実施し、受講生を送り出してきた聖公会神学院、またその教育を支えてきた日本聖公会全体の問題です。一九八四年（昭和五九）の第一回日韓聖公会宣教セミナーにおいて、力強く宣言したはずの日本聖公会の在日韓国朝鮮人への責任は全くの空文だったのでしようか。訓練の主催者の聖公会神学院と、その後組織された「第三〇回聖路加国際病院臨床牧

会訓練での差別発言に取り組む会」が精力的に事件の解明に取り組みました。しかし残念ながら、日本聖公会として、この事件をどうとらえ、総括し、今後の取り組みにつなげていくのか、まだ腰が定まっていなのが実状です。

一九九八年（平成一〇）、聖公会神学院は、この一〇年間に様々な関係者、機関が出した、PCT差別発言に関する資料を整理し、「神学の声」（第35巻66号）特集号をまとめました。それを受けてPCT問題連絡会が新たに結成され、今後の対応を検討しています。また、同年、日本聖公会主教会でも、この問題を「主教会の課題」として取り上げていくことが確認されました。

ここでは、PCT訓練の持つてきた、さまざまな訓練の構造に関する問題というよりは、この問題の背後に見える日本聖公会の課題にふれてみます。

「先生は、運が悪かったのですね。」「ちよつとした発言が、引つかかってしまったのですね」。事件の後、問題発言をしたS・Vを慰めようとして、何人かによって語られた言葉です。この発言は、当事者である一方のS・Vの側に立って、S・Vの心情を思いやって慰めようとするものです。慰め自体は善意から起こっていますが、他

方、在日が背負っている日本社会の中での生きる苦しさを理解しようとせず、ことの本質から目をそらせる結果となります。差別をした側にとつては、ちよつとしたミス、小さなあやまちと思えることが、差別された側にとつては、生きるか死ぬかの大変な問題であることが理解されません。この違いがピンと来ないのは、なぜでしょうか。自分が差別された側に立っていないからです。差別されている側に立って、その差別の実態を理解しようとしていくなら、このような発言は生まれるはずがありません。聖公会という狭い、身内の側に立ってしか、モノを見ていないという問題があります。「あなたは、どこに立っているのか」金氏が繰り返し問いかけた言葉を心に留めねばなりません。

次に指摘しなければならぬのは、差別を認める時に、ダブルスタンダード（二重の基準）があるということです。公式には差別を認めているのに、実際には、その深刻な反省をすることから遠くはなれているのではないのでしょうか。聖公会は身内意識が強く、良い意味で家庭的とも言えるのですが、それだけに、身内の罪に対して、深刻に向き合って、問いなおすことをしません。そんなことを何年も追求しているというのは、大人気ないこと、

赦しのないこととして、嫌う傾向があります。それでは、対外的に公式に行なつた宣言や謝罪はどのような意味を持つのでしょうか。実行されないと意味で、「こそ」をついていることになりはしないでしょうか。「とば」をもって大切な信仰を表現しているクリスチャンとして、大きな問題です。飛躍しすぎているように思えるかもしれませんが、「うそ」に敏感な思春期の青年が、教会に集まらない理由のひとつはそこにないでしょうか。

もうひとつ指摘しなければならぬのは、権威の問題です。聖公会は、聖職の権威を大切にしてきました。そのことが、差別発言をし、それを指摘されているのに素直に認められない土壌を生んできたのではないのでしょうか。この事件では、差別発言をしたPCT訓練助言指導者としてのSVが、在日の参加者から指摘を受けても、自らの差別性を受けとめられず、SVとして、また聖書を解釈するものとしての権威をふりかざしてしまつたのです。人々を押さえつけるのではなく、人々に仕えるところに生ずるのが真の権威です。公会の司祭が、大切な司祭養成の訓練中になした差別発言であるならば、もつともつと深刻なものとして、受けとめなければならぬのです。同労者である司祭の発言だった、尊敬する司祭

様の発言だったということを受けとめるなら、まさに他人事ではないのです。

聖公会は今まで、歴史や社会から切り離された逃れ場としての教会を作り上げることで、個人の悩みを受けとめ、個人の信仰の歩みを支えようとしてきました。その結果、政治や社会構造のゆえに弱くされた人々の苦しみの本質が見えず、結果的にそれらの人の側に立ってこなかったという一面が潜んでいたことが、この事件によって明らかにされました。また、単に、教会が隣人となるべき人々から目を背けるだけでなく、社会が行っている虐げに、教会も加担しているということに気づいてきませんでした。教会を守ろうとするあまり、歴史や社会の中で弱くされている人々（民衆）の生活から離れたところで働いてきた部分や、日本聖公会の信仰に対する考え方を、もう一度深く問い直すことが求められています。

今後の課題

一九九七年（平成九）大阪教区宣教協議会には、百名近い参加者に混じって七名の在日韓国人の参加がありました。そしてそのすべての人が、前もって、もしくは協

議会の期間中に、自分が「在日韓国人」であることを明らかにし、「在日」として生きる自分を語っていました。これは驚くべきことでした。教区のこのように大きな研修会で、「在日」が「在日」として語り、日本人信徒がそれに耳を傾けるということが今までにあつたでしょうか。在日の講師や牧師の話に耳を傾けることはあつたかもしれませんが。しかし、一人一人の在日の信徒が語ることに耳を傾けることはありませんでした。「在日」の側も発言してきませんでした。いや、発言する状況を日本人の側が阻んできたというのが正しい言いかたでしょう。この協議会では、「在日」に限らず、「女性」に関しても同じような事態が起こっていました。この語りをはじめた「在日」に耳を傾けることから出発して、過去の歩みをふりかえり、今後の歩みを進めていきたいと願います。ここまで、日本聖公会と在日韓国朝鮮人というタイトルで考察を進めてきました。日本聖公会は、最近ようやく、日韓聖公会宣教セミナー、一九九五年宣教協議会などを受けて、いままでの宣教の歩みをふりかえり、（それは真摯なものであるほど、痛みをともなうものですが）豊かな気づきを与えられてきました。人間の身体が、そのもつとも遠い部分である指先において最も感覚が鋭

いように、周辺に置かれたものこそがもつともこの世界の矛盾や痛みを鋭く感じることができているのではないでしようか。中心である心臓から外へと送り出す、動脈の働きばかりでなく、心臓へと帰る静脈の働きを、また、神経系で言えば、発信することに対して、返ってくる「フィードバック」の働きが大切にされなければなりません。とするならば、身近な教会において沈黙している在日の人々にさらに多く語ってもらうために、日本人の側が心開いて、聴く姿勢へと変わらなければならないでしょう。

(担当 宮嶋 眞)

参考資料

写真で見るプール学院の一一〇年

神学の声(35号) 聖公会神学院(一九九八)

大阪教区宣教協議会資料(一九九七)

第五章

「証言」

洪曼姫（ホン・マニ）

—大韓聖公会ソウル大聖堂信徒—

一九〇〇年を前後し日本は何度も韓国を侵略した末、一九一〇年ついに韓国の国権を強制的に奪いました。そして韓国の魂とすべてのものを手当たり次第抹殺して、三十六年の間韓国人は、言うに尽くせぬ苦しみを経ました。知識階級の家にも生まれた私は日帝下でも、悲惨な生活を送りはしませんでした。植民地で生まれたひとり、の被支配者としての苦しい生活は、私も例外ではありませんでした。わたしの祖母は、韓国が日本帝国により外交権を奪われ武装解除されて韓日併合された頃、韓国聖公会の初代信徒として鎮川（チンチョン）教会の婦人伝道師であり、わたしの伯父は英国人宣教師が経営した鎮川の愛人病院の医師であり、わたしのオモニ（母）はそ

の病院の看護婦でした。それほど良い環境は簡単にできるものではなかったのですが、わたしのアボジ（父）は便利さよりは時代的民族的痛みを骨まで感じ、初等学校を卒業し中学校に進学しました。一九一九年三・一独立万歳事件が起こったとき、今の京畿^{キョギョ}中学校学生としてのこの運動に加わり、一年間の獄^{ゴク}苦^クをなめました。その後東京の早稲田大学に学び、母国に帰り高等普通学校で教鞭をとりましたが、要視察人という監視に耐えかねて、教師生活をやめ、いなかで農村啓蒙^{キモウ}運動^{ウンドウ}にはいりました。そこで農村の人々を教え、オモニは力の限り病者たちを助け治療するという歳月を送りました。

私の兄弟は、そういう環境のもとで生まれ、平凡な父母の愛の内に育ちました。しかし国民学校にいくと、学校では日本語を学び、家に帰ると韓国語で生活する矛盾の中に暮らすようになり、学年があがるにつれ感情が変っていくのに気付きました。学校に行けば国語の時間が日本語の時間ですが、家に帰ればアボジはハングルと漢文を教えました。韓国語は絶対に忘れるなど。

戦争が加熱すると生活必需品が不足し、クラスにその物品、運動靴やノート、鉛筆、そして弁当などが配給になりましたが、クラスの一〇%程度に割り当てられただ

けて、その配給は愛国献金をよく出す子にだけ恩恵があらたえられ、愛国献金を出せない大部分の子どもたちは大きく傷つきました。人心が薄くなり家毎に銀製品や真鍮食器などがすべて供出され、物資難はひどくなり、食糧と全ての物資がわずかな配給となり、食糧を受けようとして歩き回ることになり、その手段として恐るべき方法がとられました。その頃、はなはだしくは、豆の油を絞ったカスさえも食糧だとして配給されました。内鮮一体、皇国臣民としての全ての忠誠を強要し、朝起きれば天皇がいる東を向き、拝礼をせよと教え、教室には日章旗と並んでかけられた二重橋の写真に礼をさせた彼らは、実際には韓国人と日本人をことあるごとに差別して、二民族間の感情の悪化を煽っていました。学年が上がるにつれ、私たちは、午前は授業、午後は仕事にりましたが、農村では子どもはもっと仕事をしました。道路を作る砂利を掘り、五月には田植え、山に行き松の枝刈り、木の根掘り、草むしり、木の皮とりなど。また松油は飛行機の油、木の皮は服を作るのに使いました。このように幼い生徒達も労力動員をしながら昼食はおるか、朝夕もおかげで生き延びる子が多かったのです。

第二次世界大戦が終わりに向かうころ、日本は韓国が

ら多くの労務者、学徒兵、そして女性たちまでも軍需工場場で稼がせるといつて連れて行きはじめましたが、連れていかれた女性たちが挺身隊という軍隊「慰安婦」にされるという噂が立つや、娘をもつ親たちは相手をよく調べもせずに娘を急いで嫁がせました。わたしのおじさんも二十歳前の二人の娘を未信徒の男性に嫁がせ、当時の教会の規定により聖体拝受権を得ました。のみならず、信徒の家庭で育った姉さん達も、頑固で気むずかしい儒教の家庭でむずかしい法道を守ろうと苦勞しました。

原爆投下当時、日本に労務者として行っていたわたしの親戚の兄さんが、なにごとくもなく無事に帰って来ましたが、結婚して生まれた子どものうちひとり生まれつきお尻に絶え間なく腫瘍ができて化膿しており、また末の子は口蓋裂症でした。私は教会女性連合会で直接被害者を支援しはじめてから、彼らの症状が被曝二世にあらわれるものとの確信を得て、訴えました。

私ここで話している程度の話は、贅沢な人の話にすぎません。日帝が植民地とした諸国、特に韓国でおこなった残酷な事件は数知れません。韓日合併を強制締結する前、すでに一国の王妃を王宮内で凄惨に殺害したこと、独立万歳事件に関連した者たちの口を割らせるためその

幼い子どもを目の前で殴り殺し、軍人等が民家に入り婦女子に暴行したこと、ひとつの村の人々を教会堂内に閉じこめて火を放ち、銃で撃ち殺したこと、南洋群島のあちこちで敗戦消息を聞くや、日本軍の「慰安婦」と労務者を崖から突き落とし、洞窟内でダイナマイトにより爆死させたことなど、ほかに日帝下で迫害され殺された人たちの事例は一々数えられぬほど多いのです。

もうひとつ忘れてならないのは、日本の植民地下での平凡な人々の悲惨な生活です。私が今までわたしの経験を通して来たのは、それが過去のことでなく、いままも生々しく記憶された経験のなかでのできごとだということを言うためなのです。一生懸命農作業をした作物をほとんど奪われ、草の根・木の皮で生き延びねばならず、多くの労働員と供出をしても生活必需品さえももらえなかつた名もない民の凄惨な生活は、わたしたちの注目を引くいろいろな残酷な事件よりもどうかするとより深く骨身にしみる歴史の悲劇的姿です。彼らの生涯が忘れず、むしろそれを記憶し思い起こすことが、即ち日韓関係を正しくなり立たせる歴史認識の課題なのです。

しかし現実は何どかしいばかりです。いまだに日本のある極右人士らは日本の支配が韓国の発展に寄与した側

面もあると主張し、その例として農業生産の増大と産業発展を挙げています。しかし統計によれば、一九一二年から一九三〇年まで、韓国の米生産は一〇%の増加をみせましたが、日本への輸出量が二倍近く増加し、韓国人一人当たりの米消費は四十二%も減少しました。力を尽くして作った農産物を全て奪われ、空腹で、文字どおり延命せざるを得なかつたのです。食糧だけでなく、すべての物資の戦争徴発が増え、事情がより悪化したのは周知のことです。それにもかかわらず日本の韓国支配がアジアの解放をもたらし韓国の発展の肥やしになつたなどという日本の歴史認識がいつまでも続くのはなぜでしょうか。まだ植民地支配を経験した私のような世代が大部分生きており、その惨状をあきらかにする証人と証拠があるにもかかわらず、日本のこのような歴史認識が正しい健全な韓日関係を阻害する最も大きな要因なのです。

結論的に言えば、健全な韓日関係の確立は、歴史に対する正しい理解と教育から始まることができます。問題は基本的に今までの日本の歴史歪曲と教育回避に起因するのです。特に最近日本の若い青年と会うと、彼らが過去について、本当に知らないということを気付かされます。彼らがアジアの他の若者らと出会ったときに感じさ

せられる明らかな認識の差、越えることのできない壁があり、彼らはむしろ他のアジア人を面倒くさい、理解出来ない存在と思つてしまいます。歴史歪曲をする人々はあるいはこれを望んでいるのかもしれませんが。彼らは隠したい歴史が時間と共に忘れられることを望んでいるだろうからです。しかし、今もアジアの総ての人々が記憶している状態で、日本だけが忘却して何の意味があるのでしょうか。日本が真にアジアで主導的役割を果たしたいならば、過去のことに対する真相究明と真実を知らせる作業が先ず初めになされねばなりません。過去の歴史が正しく広く知られるようになった後には、必ずそれにたいする反省と謝罪がおこつてくるでしょう。私は今の段階としての日本の謝罪について、肯定的に考えません。何を謝罪すべきなのかも不明確な状態での謝罪では無意味なことだからです。なによりも日本国民が自分たちが、何を、なぜ、謝罪すべきかもわからない状態で謝まることは納得できないでしょうし、韓国民もまた謝ることを心から受容することはできないでしょう。従つて過去に対する真の反省と謝罪は先ず、歴史の真実に対して日本の主権者たる日本国民の認識が先行してこそ、可能なことだと思ひます。その後これに根拠に賠償問題や謝罪

の受容、赦しが正しくなされ得るでしょう。

日本が何を反省し謝罪すべきかの問題について一言加えたのはその方向性についてです。現在も日本の右翼人士は「日本が真に反省すべきことは、戦争を起したことはなく、戦争に敗れたこと」であると主張しているのを知っています。これは日本人がこの問題について、方向を誤つて解釈している事を明確に示しています。私たちが求めるのは、太平洋戦争自体とその勝敗についてはないのです。冷静に見れば太平洋戦争は、これ以上奪う土地がなくなつた帝国主義列強のあいだの植民地争奪戦に他なりません。その勝敗の問題は参戦した国ぐいの間の問題にすぎません。私は日本が米国とソ連など連合軍に謝罪する必要はないと思ひます。かれらは帝国主義の覇権のために全人類にぬぐい切れない苦痛を与えた同じ戦争犯罪者だからです。日本が頭を垂れ謝罪すべき対象は戦争の敗北をもたらした連合軍ではなく、日本の植民地統治と戦争過程で苦痛を受け、何の理由もなく連行され死んでいったアジア植民地の国民たちに対してです。私たちが過去の歴史に対する正しい認識、反省と謝罪を論じるのは究極的には正しい未来を追求する為です。過去のわたしたちの被害をあげて、物質的賠償を得る為

ではなく、この地域の恒久的平和と共同発展の為なので
す。したがって過去の歴史と反省、謝罪の問題は韓日両
国間の関係だけでなく、広く東アジア地域の共同繁栄と
言う巨視的・長期的観点で見なければなりません。東ア
ジアの国家も互いに助けあい、ともに発展できる緊密な
関係を成長させる必要がたかまっています。この関係は
「大東亜共栄圏」の垂直的關係ではなく水平的關係の中
でなされねばなりません。

日本はすでにアジアにおいて主導的役割をしめ大きな
影響力を行使し、国連安保理常任理事国への仲間入りま
で試みています。しかしこのような影響力は日本がこの
間につみあげた経済力に基づくだけで、実際日本は、ア
ジア周辺国家から、尊敬はおろか疑心のまなざしで見ら
れています。その理由はもちろん明らかです。過去の自
分たちをそれほどまで苦しめ、五十年が過ぎる今まで謝
罪どころか歴史歪曲と暴言を繰り返す国家を誰も信頼で
きないので。さらにいまや憲法に反して外国に軍隊ま
で派遣しようとし、唯一の被爆国だとして反核を掲げる
平和の使者のようにふるまいながらも、世界最多のブル
トニウムを保有しているという矛盾した行いを見せる日
本を、どうして簡単に信じられるでしょう。日本が真に

経済力にふさわしい地位を世界秩序の中で獲得し、世界
平和と人類の共同繁栄に寄与したければ、まず周辺国家
とくに過去日本の苦痛を受けた国々に認められ尊敬され
ねばならないでしょう。それは日本の過去に対する正し
い理解と真摯な反省、謝罪から始まるのです。これらが
先行しない限り、彼らが日本の発展をはばむ石となり、
日本は永遠に道徳性を回復出来ず、さらにアジアの共同
発展を阻害する最大要因になることでしょう。

いまも世界各国は表向きでは人類平和を叫びながら、
お互いに戦い、核兵器を開発・実験し、平和を脅かして
います。神の創造の意志に従うなら美しい世界に愛と平
和を享受して生きていくことのほかに、よき思いの人々
の願いは果てがありません。このときキリスト者の課題
が何かはわかっています。この宣教協議会を通してキリ
スト者がひとつとなり、民族と国家を越えてまことの神
の国をこの地にもたすよう、新たな半世紀に向けての
機会になる事を祈りつつ、証言を終わります。

「一九九五年八月 宣教協議会証言・於清里」から

洪曼姬氏は、現在大韓聖公会韓日協同委員、前大韓聖公会全国オ
ムニ(母親・女性)会会長を務められた方です。

(担当 菊池邦彦)

証言：日韓のはざまに立ちて

今村 秀子（小田原聖十字教会信徒）

これは、一九九一年（平成三）三月十七日に横浜聖アンデレ教会婦人会で、当時東京聖アンデレ教会員であった今村さんが「聖公会では初めて」という証言を行ったものです。証言をまとめたため、全体のたった四分の一です。ぜひ、原文全体を読んで今村さんの実際の体験を知り、私たちの今後にどう生かすかを考えて下さい。

今村さんは女学校を卒業するまで日韓併合のことはもちろん旧朝鮮のことは全く知らずに過ごしていましたが、田舎から上京して進学し、学生寮にはいり、そこで二人の朝鮮出身の女子学生、李さんと出会い、仲良しになります。

ある日、この『姉御』の李さんが人気のない校庭の片隅で、当時の日本と朝鮮の関係について淡々と語られたのです。今でこそ心ある人は知っていますが、その頃はもちろん、一般の日本人には全く知らされていないことばかりで、本当にびっくりしてしまい、思わず

「なぜ、あなた方はどうして『独立運動』をしないの」といきまいて申しました。その時、友はしよんぼりと

「私たちは経済力が無いから……」と漏らしました。

これはずっと後になって分かったことですが、この「日韓併合」は、世界史に類を見ない『完全・永久・併合』というもので、あらゆる権利を剥奪したものです。ですから、お金の無いのも無理ありません。

李さんと出会ってから数年後、全く思いがけずびっくりしましたが、父の朝鮮転勤をきっかけに、いよいよ実体験することになりました。

下関から関釜連絡船に乗船するときのことでした。岸壁にびったり横付けされた大きな船体の船底に向かって、白衣の列が延々と続いていました。そこに一人の日本人の男が太い棒を持って、一人一人をその棒で叩き込んでいたのでした。私たち日本人は、悠々と高いデッキを昇りましたが、ふと下を見ると、背中に大きな荷物を背負った一人のおばあさんが叩き込まれ、丸くなって転んでいるところで見ました。思わず「アッ！」と小さな叫び声を上げました。駆け寄って起こしてあげたくてもどうすることもできませんでした。その時、とっさに出

たのは「李さん、ごめんなさい」ただそれだけが精一杯の言葉でした。

こうして、昭和の初めの一年足らず、私は大邸（テグ）という所に住みました。そこで亡国の民の、奴隷のような惨めさを、嫌というほど見せられました。至る所に憲兵や巡査の鋭い目が光っていました。土地も、言葉も、名前までも奪われ、挙げ句の果ては『強制連行』に至るのですが……。いま強制連行の徴用隊長だった方と親しくしています。その方のお話では「〇月〇日までに〇〇人連行せよ！」と上から命令が下ると、「何が何でも期日中にその人数をそろえなければなりませんでした」ので、例えば「結婚式の最中、（民族衣装の）冠をかぶり、優雅な姿の『花婿』をそのまま引っ張って来たり……。」「泣き叫ぶ家族を突き飛ばしてトラックに詰め込んだり……」と、貧しい小さな村は『阿鼻叫喚の巷』だったといえます。また、同じ頃、『女子挺身隊』の名前で『従軍慰安婦』の狩り出しもあり、日本の兵隊の『慰安婦』として全戦線に送り出しました。今も元『慰安婦』の方々は、人目を避けてひっそりと生きていらっしやいます。

こういう中で、日本は敗戦を迎えることになりましたが、しかし、ある老韓国人クリスチャンのご配慮で飛行機からビラがまかれ、そこには「日本人に報復するな。危害を加えず帰国させよ」と記されていたと言います。その当時「強制連行」されて日本に来たという在日韓国人のお年寄りの方とも、今、親しくしていますが、日本での慣れない苦労話はしても、決して日本人を恨むようなこととはおっしやいません。これは、韓国の方特有の「思いやり」と、なによりも固い「信仰」に立つ毅然とした姿の現れからだど、襟えりを正す思いでただ感じ入るばかりでございませぬ。韓国のキリスト教が盛んなのは、こういう方々が「日帝時代」の侵略の苦しみからの救いを求めての信仰ですから、そのひたむきさは到底私たちの及ぶ所ではございませぬ。

（中略）

（父の転勤で）子供の頃、日本全国を転々と歩きました。だが、今思い出すと、日本のあちらこちらで朝鮮の風俗習慣が見受けられ、言葉や服装などきりがありませんでした。中でもこれが民族差別の原因になったのではと思えるのですが、昔「よいとまけ」という土木・建築の地均ちかひしを、大勢が輪になつて土や杭を打っていました。

この時の工事の作業員たちは、顔つきは日本人と変わりませんでしたが、言葉や服装が違っていました。ダブダブの太いズボンを裾のところできくり、言葉は濁音が日本人のように発音できないからでしょう、道行く人々は、

「朝鮮人！」とからかっては、面白がっていました。恐らく、顔つきの違う外国人なら別でしょうが、ほとんど同じということで、(私たち日本人は)かえって優越感を感じたのでしょうか。賃金は日本人の半分というものでしたから、生活の苦しさ、貧しさが思いやられました。現在でも、在日韓国・朝鮮人のオモニたちが、一番最初におっしゃることは「私たちは、日本人から何と蔑まれても我慢できますが、『朝鮮人!』という言葉だけは無くして欲しい。私たちの子供の時代には、絶対に無くして欲しい」と涙を溜めて哀願なさいます。

自分の民族を差別されるのは、自己の全人格を否定されることと変わりません。これは、何よりも辛いことです。この民族差別は、学校、就職、結婚…と否応なしに付いてまわり、様々な悲劇を生んでいます。しかし、何と言っても心痛むのは、小さな子供たちのことです。先頃も、一〇歳やそこいらのお子さんが二人も、飛び降

り自殺をしています。子供は子供なりに、どれほど思いあぐねての最後の「解決策」かと、申す言葉もないことでございます。

敗戦後。今村さんは在日・韓国朝鮮人と深く関わるようになります。現在も在日大韓基督教川崎教会の客員として多くの在日の人々と交わりを続けています。

関東地方で最も在日・韓国朝鮮人の方々の多い、川崎のプロテスタントの教会、在日大韓基督教川崎教会に私が初めて参りましたのは、実はこれも不思議なことからそうなりまして…。二十年以上も前ですが、それからずっと大きな『差別』問題に対する様々な取り組みの連続と、毎主日の李仁夏(イ・インハ)牧師様のお説教に涙ばかりでございました。また、週一回の信徒宅を回るバイブルクラスでは、その都度オモニたちの打ち明け話をお伺いして、日本人であることの恥ずかしさや日本社会への憤り、またその中で生き抜くことの感動…と、ただただ涙を流しておりました。

(中略)

また、デモにも時々参加しました。背中と胸に「差別

反対」と書かれたゼッケンを付けて、ある時は大きい十字架を先頭に讚美歌を歌いながら、日比谷、霞が関、銀座あたりを肅々と歩きました。こうして「差別反対運動」は川崎教会で始まりました。「公営住宅の入居はダメ」「銀行ローンの借り入れはダメ」「クレジット・カードの加入、月賦での買い物はダメ」と、「税金」だけは「日本人並み」に取られて、何もかも「ダメ」ばかりでした。しかし、これらの国籍条項撤廃のために一つ一つ全力投球した結果、それぞれを全部獲得できました。

中でも最も大きな「差別」事件は「日立製作所ソフトウェア不当解雇事件・就職『差別』事件」でした。採用、入社が決まってから、朴氏の国籍が分かると、突然の「解雇」という次第でした。裁判所に持ち込まれ五年以上の戦いの末、何と日本の歴史始まって以来の完全勝利に終わりました。私も裁判の傍聴や様々な集会に参加しましたが、会社側はどこまでも、どこまでも「差別」を否定し続けました。

何と言っても、この二十年余りの李牧師様のご苦勞は、とても筆舌には尽くせません。

地域の子供たちのために「差別」に負けないようにと、

幼児には保育所を、学童には年齢に応じたグループを作り、小さな教会は年中ごった返していました。信徒の方々には先ず各々のアイデンティティを問いかける「勉強会」を、と。

しかし、自分を取り戻すために、今までの日本名から「本名」を名乗ることの難しさは、名乗れば仕事も来なくなりますから、「家庭争議」が起こり、ついにあるオモニのように四人のお子さんを置いて家出までするという…、何とも出口の無い所で模索し続けなければなりません。

このように、在日韓国・朝鮮人の方々が、日本で差別を乗り越えて生きていくためのご苦勞は、私ども日本人には想像もつかないほどでございます。

さて一九六〇年代後半に大韓聖公会の李天煥（イ・チョンファン）主教が、同聖公会内の反対を説得し、日本聖公会の鈍くまと冷たい反応にも耐えながら、両聖公会の交流に尽力され、やつと一九六七年（昭和四二）に日本聖公会の「韓国訪問使節団」が結成され、今村さんもその一員として訪韓する運びとなりました。

ところが到着早々に催された大韓聖公会婦人会主催のお茶会に出席したところ、どうも韓国の女性の態度がぎこちなく、何とな

くおかしい。笑顔ひとつ見せない。疑問が解けぬままその夜テレビのインタビュウを受け、それが翌日のモーニングショーで放映されたとたんに大韓聖公会婦人会長から電話があり、当日夜の日本聖公会主催レセプションで、会うことになりました。

いよいよその夜、一抹の不安の中で、私は会場の隅に座っていました。間もなく会長さんがお見えになりましたが、いきなり私に抱きついて「赦して下さい」「赦して下さい」と激しく泣かれるのです。私はあまりにも思いがけないことなので、いよいよもって「びっくり」としか言いようもなく、「赦していただきたいのは、こちらの方です」と私も泣きながら一生懸命申しました。会長さんは「私の父は、私の目の前で日本人に殺されました。それから、日本人が憎くて、憎くて、今まで憎み続けてきました。でも、もうこれからは決して憎みません。どうか今まで日本人を憎み続けたことを赦して下さい」とただ泣くばかりなのです。私はもうどうしていいのか、本当に消え入りたい思いで、会長さんの手を固く握りしめることしかできませんでした。

翌日、急に「訪韓団」のスケジュールから私一人が外

され、婦人会の歓迎会に出席することになりました。お茶会のあの暗さに比べて、さつそうとした色とりどりの美しいチマ・チヨゴリ姿に息を飲む思いでございました。レセプションの後、帰宅された会長さんは、遅くまで婦人会の方々に連絡をとられ、銘々持ち寄りのご馳走で、暖かく穏やかなおもてなしをして下さったのでした。この席で、日帝時代に「歌えば留置場行き」という美しいメロディーの「鳳仙花」の歌を静かに合唱して聞かせて下さいました。私は嗚咽が止まらず、目を泣きはらした次第でございます。

李主教らの歓待を受けたにもかかわらず、その後の日本の対応が不十分で、日本への招待が遅くなったり、礼を失することもあって、円滑な交流までは紆余曲折がありました。

今村さんは九十歳を越えたいまも、日韓の交流、在日の人々への差別解消に心を砕いています。
(構成：小山俊雄)

吉川 勇さん（本名：卞 在奎）

「草津楽園・在日韓国朝鮮人療養者を中心とした聞き取り集：「草津のタルピツ」」から（一九九六年聞き取り）

生い立ち

一九二二年（大正一一）慶尚南道陝川郡陝川面（ハムギン、シムギン、シムギン、シムギン）で生まれる。本名は卞在奎「ピョン・ジェギユ」。家族は男四人女一人の五人兄弟で、私はその末っ子だった。当時徴用は断ることはできなかった。面（註）事務所に行けば日本の国旗を掲げ、君が代も歌われていた。併合とはいつても日本と朝鮮は一つの国だとはとても思えなかった。

（註）面とは日本の村のこと

植民地下では小学校にもろくに行けなかった。私も四年しか行っていない。義務教育といっても月に五十銭の月謝が必要で、それは百姓にはなかなか出せる額ではなかった。一年までは教室で自分の国の言葉が話せなかった。二年からは校門に入ったら自分の国の言葉を話す

ことができなかった。クラスの子どもたちはみな「券」（註）を持っていた。朝鮮語を話す券をとられてしまふ。券を一番たくさん集めた人は級長になれる。自分の名前さえ朝鮮語では言えなかった。券をたくさん持っていれば先生にほめられた。日本は良い国だから、すべてを学べといわれた。ひとつの学校に先生が十人ぐらいでその内日本人は三人ほどだった。

註：この券とは、朝鮮語使用禁止のために発案された方法で、この券を配って置いて、朝鮮語を話す券一枚ずつ没収されて、子供の間でたくさんその券を集めると先生に誉められるという仕組みになっていた。

私は二十一歳の時日本に来て、今七十四歳（一九九六年現在）である。国にいる時、主食は油を絞った豆かすの配給で過ごし、金属製の箸やしゃもじは皆供出しのため一本もない状態だった。家は農家で、田圃と畑で働く百姓だったが、その合間に工場で働くこともあった。畑では日本で言う役場のようなどころからの命令で、当時は阿片（アヘン）を作らされていた。阿片を収穫して納め、おそらくそれは軍隊で使っていたのだろう。普通の人はそれが良い薬として役立つだろう位にしかわからず、実際に使うことは許されなかった。秋になると阿片の木は全部

燃やさなければならなかった。軍ではおそらく薬として使われていたのだろう。特攻隊で出撃する前に阿片を使っていたらしい。聞いた話だが、体当たりして死ななければならぬその前の晩、酒を飲ましたり、女の人を抱かせたりした。しかしどんなに酔っぱらっていても阿片を使えば酔いが覚めて飛行機に乗ることができたという。私は朝鮮連盟という団体に属して政治運動をしていたので、そこでは日本の兵隊についての研究会もあり、よくそういう情報はいってきた。

日本に来て海軍省に入れられ、終戦を迎え解放となった。帰国しようと思つて準備も整え切符も買つてあつた。しかし、先に帰国した人が戻つてきて国では生活が成り立たないという話を聞き、結局日本に残るしかなかった。

日本にいた兄弟は皆死んだ。今は私一人。今さら国に帰るわけにもいかないし。子どもは日本生まれだが、日本語も韓国語もできる。不動産会社に勤めている。子どもを韓国につれていくわけにもいかない。妻も肝臓癌で去年（一九九五年）手術をしたが、肺に転移して亡くなった。子どもと嫁、孫二人は日本にいたので私もここで死ぬだろう。

徴用令・渡日

一九四三年（昭和一八）十二月徴用令で釜山を出発し、茨城県土浦の海軍省に来た。三三〇〇人が朝鮮全土より集まり、皆いつしよに来た。最初は横須賀に着いたが、船が大きすぎて岸に泊めることができず、沖の方から岸の方へとぼんぼん船で運ばれた。そこから三一〇人が土浦の近くの、北浦の海軍に連れてこられた。土浦の海軍省には飛行機の演習場があつた。海軍省のなかでは兵隊とは異なるが、しかし兵隊と同じように仕事をさせられた。石油を入れる貯蔵庫となるタンクを作つた。朝鮮から強制的に連れてこられた人ばかりで、もし行かなければ処罰されるという状況だった。三三〇〇人全員が強制的に軍の設備を守る軍属としての役目をさせられていた。

北浦の飛行場では、寝泊まりするところは守衛、中隊長、小隊長らと一緒だった。班は二十〜二十三人ぐらいずつに分かれていた。食事当番があり、兵隊と同じような生活をしていた。朝五時に起きて日本の兵隊の手伝いをした。穴を掘つて、コンクリを打つて、油をいれる

た。賃金は1日三〜四円（昭和十八年当時）。現場に行くくと日本人が一人監督に来ていた。みんなその人によく思われようとしていた。憎まれると賃金がへるから。第一日曜と第三日曜には兵隊と同じように外出が許可された。朝八時から夜八時までどこにでも行けた。

普段は朝八時に点呼、現場で働き十五分休憩、昼は一時間の休憩、三時に十五分休憩、暗くなる直前まで働いた。風呂はなかった。終戦まで入った覚えがない。水をあびたぐらいだった。部屋は十九人で一部屋だった。畳ではなく、板敷きの上に畳のような藁わらをしいて、黒い布の毛布を使っていた。シラミやダニも多かったが消毒は何もしなかった。賃金はその時の交通費となった。まだ若い私たちには一膳のご飯では食べた気がしなかったため賃金で食べ物を買ったこともある。朝九時頃十五分、午後三時頃十五分休憩時間があった。その近くにいくつかの農家でゆで卵や、ふかした「さつまいも」を売っていたので、そこで買った。まあよかったのは海軍省のご飯が普通の米のごはんだったことだ。海草の味噌汁と梅干し、たくあんも二切れぐらいだ。本当にたまにできるわしの缶詰がとても嬉しかった。兵隊達は分厚い肉もあった。おかずもあり、ウイスキーも余るほどだった。

捨ててあるおかずを貰って食べたこともある。一般の人達が当時見ることもできないようなものを日本の兵隊達は食べていた。買い物は配給制の券（一か月三十枚）とお金をもつて買いに行った。その券は点数になっていて、ワイシャツひとつ何点、靴下一足何点というようになっていた。券とお金と両方がなければ買うことはできなかった。

風邪かぜ等病気の時も、診断書と薬を持っていかなければならなかった。そうしないとさぼっていると思われひどい目にあつた。憲兵は長い棒をもつていてこわかった。何よりも悔しかったことがある。来日したのは、おじいさんが八十歳、私が二十一歳の時だった。おじいさんがどんなに悲しむかと思うと徴用のことを言い出せず、おじいさんにマツコリ（朝鮮独特の濁り酒）を一杯ついで、ちよつと町に行つて来るといつて、そのままトラックで大邱に行った。一年後おじいさんの危篤きくつを電報で知った。守衛に事情を言つて帰郷の許可を求めると、「今がどんな時代だと思つているのか！」といわれ許可をもらえず、帰国できなかつた。おじいさんの死に目にあえず、どんなに悔しかったかわからない。

親切な日本人の思い出

一九四四年（昭和一九）北浦で働いていた時、ある日休み時間に百姓の家に芋を買いに行ったら、ただでくれるという。何故かと聞いたら、その人の息子が戦争に行つてしまつて、ちようど私ぐらいの年で似ているらしかつた。涙ぐんで私に話をする。私は日本に来た時は、日本人は本当に嫌いで、日本人なんか人間じゃないと思つていた。こつちに来てても日本人は皆敵と思つていた。しかしこの人の話を聞いて私の気持ちが変わつた。やつぱり日本人も全部悪い人間ばかりではない、悪いのは一握りの軍人と政治家であつて、国民は皆朝鮮人と同じだ、皆同じ苦勞をしていたと。そこで私は人生の大きい収穫を得たと思つてゐる。本当に愛情のある日本人だと思つた。とにかく自分の息子と同じように「食え、食え」と言つて「また腹へつたらこい」と言つてくれた。その時は監視されているからいろいろ話すこともなく、その後会うこともなかつたが、心にその親切が焼き付いている。

結婚・発病

一九五二年（昭和二七）に結婚。終戦以前から兄と土木をやつていたことがあつてその時妻と出会つた。しかし後に土木もだめになつた。その後パチンコ店を群馬に五軒持つた。一九五六、七年（昭和三一年か三二年）に発病した。友達と酒を飲んだ翌朝、顔がはれぼつたく感じたがこの病気だとは思わなかつた。顔を洗つたら何でもなくなつて気にしなかつた。初めはそんな大げさに考えず、薬を飲んだら、治つた気がした。しかしこの病気のお母さんを持つ在日の友人から、「おまえ、おかしいから診察を受けて見ろ」と言われた。そして群馬大学に行つた。その病院では病気について何も言われず、ここを紹介された。そしてここで診察をうけ、こういう病気だということがわかつたが、ここがこういう病気の施設だということは知らなかつた。二か月間治療を受け、何ともなくなり治つたと思つた。でも、この病気のことを知つてゐる人は、この人はこの病気だと言ひ、噂が広がつた。病気になつて恥ずかしいという思いもあつたので、少しの金をもつて東京に出てプラスチック工場を始めた。だが、病気だとしても人付き合ひを避けてしまふもんだから、商売もうまく行かない、営業が不振に

なつてだめになつてしまふ。やることなすことすべてがうまくいかず、やがて一文無しの乞食となつた。沼田に妻を置いて病院に入つた。妻は洋裁、和裁をしながら自分一人の生活をしていた。子どもも千葉で働いていた。家族と十年間東京で暮らしたがこの病氣の名をもらつてから、ちりぢりばらばらになつてしまつた。今も子どもは千葉にいる。自分は年をとつたし、体も利かなくなつているので今ここにいます。何も文句はいえないが。辛い思いを話そうと思えば本当にきりが無い。

発病前は組織に入つていたし、独立運動もやつていた。しかし、この病氣になつてから、何もしなくなつて何もわからなくなつた。病氣になつて私の人生がまるつきりなくなつたと言つても過言ではない。この名の病氣は本当に偏見がひどい。自分だけでなく、家に病人が出たというと家族も、親戚も結婚や仕事に支障がでた。今予防法がなくなつたといつても、寝た子を起こすことになるのではないか。あと十年、二十年もしたら、みんな死んでいなくなる。いまさら予防法がなくなつても遅い。

戦後の生業と運動参加

パチンコ屋は終戦直後から始めた。パチンコの機械を作つている友達がいいて、その友達から機械を買つて沼田で小さく始めた。十年以上続けどんどんよくなつた。その友達は今や大金持ちになり、そして帰化して日本人となつていゝる。

自分は独立のための運動にも関わつた。朝鮮連盟がマツカーサーに解体され、後に居留民団、朝鮮連となるが、当時は朝鮮連盟で活動していた。しかし、何かしようとする、いつも警察につけられた。沼田の組織にいた時、前橋本部まで会議に参加しようすると、汽車に乗るときにも警官が二人ぐらいついてきていた。組織が非合法になつてから、各支部の会議に参加しようとしてもできない。私には会議の場所を教えてくれない。駅に降りてから同志が合図してくれて、会議の場所に着くまで三人ぐらいに聞かなければならなかつた。警官から逃れられなければ参加できず、そのまま帰るしかなかつた。私服刑事につけられているらしいと思つたらわざと狭い通りを通つて元の場所にもどる。刑事なら必ずいっしよに戻つてくる。

今の夢は祖国の統一である。とにかく一つになつて初めて韓国なり、朝鮮なりになる。一つの国になつたら

信じるが今はどっちも信じられない。祖国のことを考えたら、今も何とかしなければと思うけれどもこういう病気になるから、一切やめてしまった。

終戦後の一時期、闇商売（米売り、酒造り）をしていたことがある。何の保障も保険も年金もない時のこと、茨城県に商売のために行った。荒物屋に行つて、物が高いと言つたら、お巡りさんも出てきて「チョーセン人、おまえは自分の国に帰れ」と言つてきた。当時朝鮮平和連盟（朝総連の前身）は力があつた。日本人と韓国人のトラブルを解決してくれた。連盟が日本の警察に連絡してくれて、その人を暫く留置場に入れてくれといつたら入れてくれた。そのくらい日本で力があつて威張つていた。マツカーサーによつて連盟が暴力団体という名目で解散させられた。

一九五一年（昭和二六）、朝鮮の南北戦争の時、命をかけて東京まで活動に行つたこともある。朝鮮戦争で使う無線機を作っている日本人の工場にも行つた。そこでも憲兵が見回っていた。うまく中に入って、無線機を作っている人達に、「無線機を作らないでくれ」と頼んだ。これはみんな朝鮮に運ばれて親や兄弟を殺すために使われるのだから作らないで欲しいと。その時作業をし

ていた人達は二十四時間作っていた。しかしその人達は「私たちも食べるためだ、作らなかつたらお金がはいらないから食べられないし、家族も死ななければならぬ」と言う。アメリカが作らせていたのだが、「では、三つ作るところを二つにしてくれ」と頼んだことがあつた。

楽泉園・入信

昔、強制的に日本に引つ張つて来て、日本で病氣になつたのだからもう少しここに居る我々は、待遇が良くても良いと思う。日本の兵隊に行つた人に日本政府は特別な軍人恩給とか遺族年金などの補償をしている。外国人登録といつても我々はアメリカ人や他の外国人とは違う、名前だけ外国人で、やることすべて昔の植民地時代と同じ。日本に強制的に引つ張つてきて、さんざん使うだけ使つて、自分たちが負けたから、あとは知らないというの、正しいか正しくないかよく考えて欲しい。こういうことは我々が言つても聞き入れられない。日本に対して私は不満だらけだ。

信仰するのは悪いとは思わないが、余り自分には信

仰心はない。私はここに来るまでは何の信仰も持たなかった。この人はみんな全員どこかの宗教に入っている。私は朝夕集まりに行くのは好きではない。しかしどこにも入らないと色々な人が誘いに来てうるさくてしょうがないからキリスト教の洗礼を受けることにした。この楽泉園の同胞の勧めだった。まだ四く五年位しか経っていない。日曜日しか教会に行かない。洗礼名はバルナバ。

(担当 菊池邦香)

宣教・歴史シリーズについて

一九九五年八月、清里において開かれた宣教協議会は、日本聖公会にとっても、また、世界の聖公会にとっても大きな意義をもつ会議であったといえます。

そこでまとめられた「宣教協議会宣言」、「共同さんげ」は、翌年の日本聖公会第五一（定期）総会において、「戦争責任に関する宣言」として実を結びました。

この宣言は、日本だけでなく、英国、米国、カナダ、オーストラリア聖公会などに大きな衝撃を与え、それぞれ場所で、自分達の教会が、加害者の側にあることの意味を問い直すための一石と受けとめられました。

しかし、日本が十五年戦争において侵略したアジアの国々において、教会の反応は冷静なものでした。「日本聖公会が戦争責任、戦後責任を認めたことは評価するが、むしろ、これから、日本聖公会が、どのようにその宣言の実を結んでいくのか見守りたい」というものでした。

歴史をふりかえるというのは、具体的なことです。

聖書は、神がイスラエル民族の歴史に働きかけられた

歴史の書です。ここでは、人間の歴史が、罪に満ちたものとして描かれています。アダムの罪、モーセの罪、ダビデ王の罪など、ひとりひとりについての具体的な罪が描かれます。具体的であればあるほど、その点について深刻に反省することができるし、それ以外の良かったところを積極的に取り上げることができます。関わった人を全部否定しなくて済みます。

日本聖公会の歴史をふりかえるときにも、同じことが言えるのではないのでしょうか。具体的な問題だからこそ、しっかりと取り上げ反省する必要があります。

このシリーズが、各教会、現場での歴史の学びに用いられ、教会の宣教の働きが、より豊かにされるために用いられますように願います。

「侵略戦争を直視せず、どのような戦争犯罪を重ねたかを検証せず、否認と忘却によって処理しようとする身構えが、いかに私たちの文化を貧しくしてきたのか」

（野田正彰「戦争と罪責」岩波書店 一九九八年）

という問いかけに答えていくためにも。

アジアの教会の注視に答えるためにも。

日本聖公会 宣教歴史シリーズ(一)

こんにちは！ アンニョンハセヨ！

日 韓 在日

編集者 日本聖公会 日韓協働委員会

発行日 二〇〇一年九月三〇日

発行者 日本聖公会 管区事務所

〒一六二・〇八〇五 東京都新宿区矢来町六五

電話 〇三(五二二八)三一七一